

中京都構想具体化検討基礎調査 報告書

平成24年3月

愛知県知事政策局企画課

[目次]

序 調査の目的・概要	1
1．調査の目的	1
2．調査の内容	1
3．その他	2
世界各国の大都市制度・大都市政策の事例研究・分析	3
1．大都市制度（地方自治制度）の事例整理	3
2．広域調整制度の事例整理	21
3．産業活性化に着目した大都市政策の事例整理	28
4．その他（学識者からの主な意見）	43
東京・大阪・愛知の中核機能と都市機能の比較	44
1．中核機能の集積状況	44
2．都市機能分析	50
3．総括	59
規制緩和など企業立地のための課題の整理	63
テーマ1 産業構造の多角化	63
テーマ2 クラスター政策	70
テーマ3 企業のグローバル化	77
テーマ4 企業誘致	79
テーマ5 企業留置	83
[参考事例] 企業立地促進に係る国内外事例	86
グローバル人材の育成・活用のための課題の整理	105
テーマ1 留学生の受入体制の強化	105
テーマ2 企業のグローバル展開への支援	113
テーマ3 地域戦略としてのグローバル人材の育成	122
物流環境の課題の整理	127
テーマ1 物流ネットワークの強化	127
テーマ2 コスト削減・サービス強化	136
テーマ3 管理・運営体制の強化	141
ヒアリング調査対象一覧	142

序 調査の目的・概要

1. 調査の目的

経済のグローバル化の進展に伴う国際競争が激化している中、世界で経済成長を続け、豊かで活力のある社会を築いているのは、大都市エリアである。

大都市を中心とした広域エリアが国際競争に打ち勝つためにグローバル企業を誘致・育成し、自由な経済活動を通じて、成長を達成し、財政を豊かにし、財政力を背景に、広域エリアに住む地域住民の教育、医療、福祉などの住民サービスを充実するというシステムを構築する必要がある。

そのために、愛知県と名古屋市を合体し、強力な司令塔の下で、当地域のポテンシャルを最大限に活かしつつ、大胆な経済・産業活性化策を断行し、人・モノ・金を呼び込み、世界と闘える大都市を築いていくことを目的とする「中京都」構想を具体化していく必要がある。

このため、世界各国の大都市制度の事例研究・分析、東京・大阪・愛知の中核機能の比較、世界と闘えるグローバル経済環境づくりに向けた課題の整理などを行い、「中京独立戦略本部」での議論への検討素材の提供、本部会議やタスクフォースでの議論を踏まえた取組方針への対応を図るものとする。

2. 調査の内容

世界と闘える大都市を築いていくことを目的とする「中京都」構想を具体化していくため、以下の5つの項目について調査を実施した。

世界各国の大都市制度・大都市政策の事例研究・分析

地方自治体独自の経済活性化策を実施し、地域の活性化に成功している大都市を、成熟国家である欧米諸国及び成長著しいアジア地域等から抽出し、学識者へのヒアリングや文献調査を通じて、事例研究を実施した。

東京・大阪・愛知の中核機能・都市機能の比較

人口や交通、産業、消費などの統計データ等から、我が国における官民の中核機能の集積状況を整理するとともに、各種統計データをもとに、東京・大阪・愛知の都市機能の比較を行った。

規制緩和など企業立地のための課題の整理

大胆な規制緩和や優遇措置などにより成功している国内外の事例研究や、関連企業に対するヒアリング等を通じ、企業立地を促進するための課題・ニーズの整理等を行った。

グローバル人材の育成・活用のための課題の整理

世界と闘えるグローバル人材を育成するための課題について、人材派遣会社や企業人事部、大学等へのヒアリングによる調査を実施し、関係資料とあわせて整理した。

物流環境の課題の整理

空港・港湾における国際物流を推進するため、文献調査や物流関係者等へのヒアリング等により、この地域の物流環境の現状把握や課題の整理を行った。

3. その他

2.における調査項目 から については、学識者・関係団体・企業等へのヒアリングの結果を踏まえて、課題の対応方向についての考え方等についてとりまとめた。

なお、今回実施したヒアリング調査の対象は、巻末の表の通りである。

世界各国の大都市制度・大都市政策の事例研究・分析

1. 大都市制度(地方自治制度)の事例整理

(1) イギリス(グレートブリテン・北アイルランド連合王国)

概況

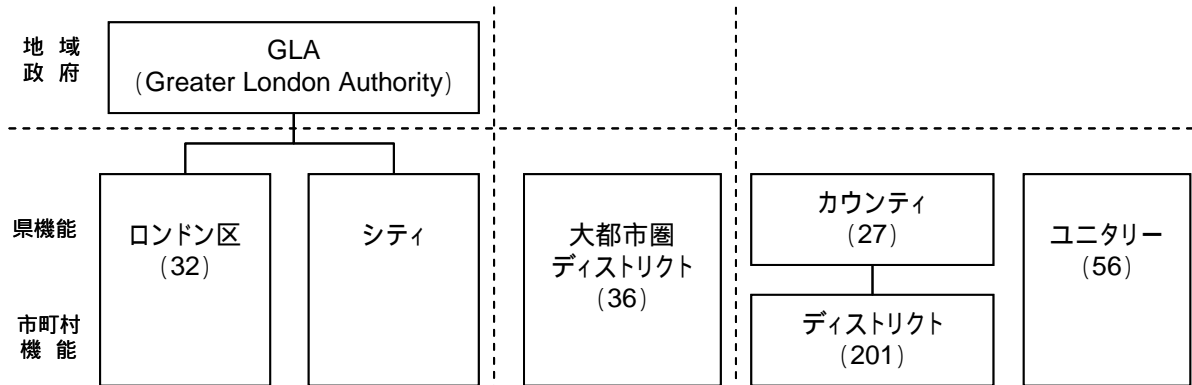
国家形態	連邦制	国土面積	242,514 km ² (日本の約 0.6 倍)
人口	6,179 万人 (2009 年推計値)	首都	ロンドン (775.4 万人: 2009 年推計値)
GDP (2010 年)	実質 GDP 成長率 (%) 1.4 名目 GDP 総額 (百万 \$) 2,248,832 一人当たり GDP (名目) \$ 36,164		
失業率	7.8% (2010 年)		

(出所) 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)ホームページ - 国・地域別情報 (J-FILE)

自治制度の概況

a. 地方行政組織の構造(イングランド): 一層制・二層制混在

イギリスの地方自治制度は政権交代などに伴い頻繁に見直されてきており、複数種類の自治体が並存している状況にある。



(出所) 「英国の地方自治(概要版) - 2011年改訂版 - 」(財団法人自治体国際化協会)をもとに作成

二層制 広域行政体(地域政府): GLA - ロンドン区・シティ

広域自治体 [カウンティ] - 基礎自治体 [ディストリクト]

一層制 大都市圏ディストリクト、ユニタリー

GLA: 公選のロンドン市長、ロンドン議会、事務局、市長室および議会事務局で構成された組織(職員約 400 名)と 4 つの事務機関(首都警察局、ロンドン消防・緊急時計画局、ロンドン交通局、ロンドン開発公社)

ウェールズ地方およびスコットランド地方は、ユニタリーのみの一層制、北アイルランド地方は、ディストリクトのみの一層制。

b. 事務配分

GLA：公共交通（地下鉄、バス、タクシー、ドックランズ・ライト・レイルウェイ（DLR）、主要道路計画など）、地域計画及び住宅政策、経済開発及び都市開発、環境保全（ロンドン区と協働し、公害や廃棄物対策にあたる）、警察、消防及び緊急計画、文化、観光、メディア及びスポーツ、保健衛生など

ロンドン全域に係る企画・調整と戦略策定を行う

ロンドン区・シティ：GLA市長が策定する計画・戦略に沿って事務執行。消防・緊急時計画以外の広域自治体が行う事務と基礎自治体の事務を行う。独自のシティ警察を有する。

大都市圏ディストリクト：公共交通、ごみ処理、消防・緊急時計画（事務組合が実施）以外の広域自治体の事務と基礎自治体の事務を行う。

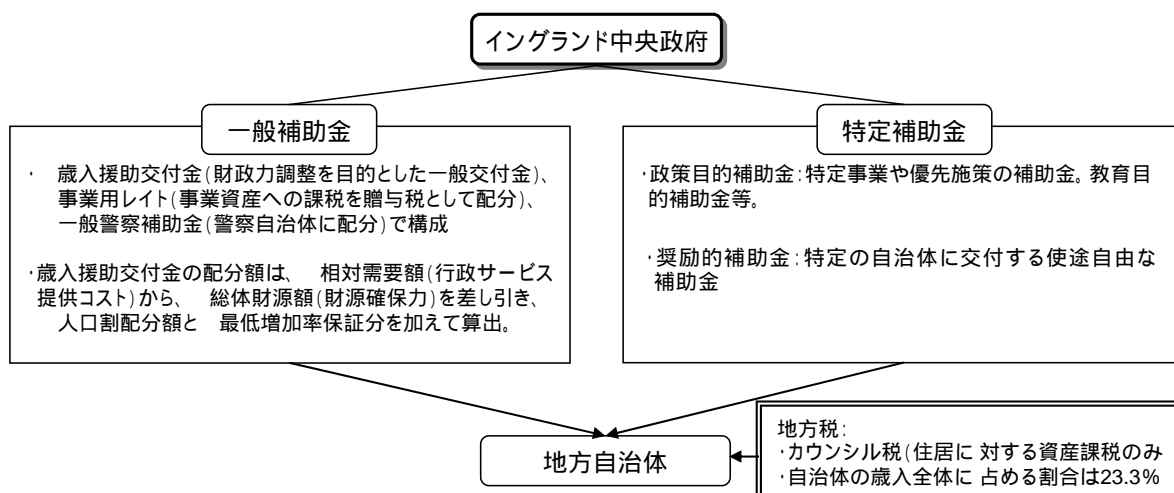
c. 財政上・立法上の特例（自立性）

- ・ 地方税（カウンシル・タックス）の税額の算出については、政府が定める比率があるが、最終的な決定は地方自治体に委ねられている。
- ・ 徴収は、ディストリクトやロンドン区、シティの基礎自治体と、ユニタリーや大都市圏ディストリクトの一層制の地方自治体が行う。（区、シティからGLAに分配される）
- ・ 2003年、地域の活性化について、企業と地方自治体がパートナーシップを結ぶ、ビジネス改善地区（Business Improvement Districts：BIDs）が導入され、BID地区内の企業は、地域活性化資金として「BID特別税」を負担。
- ・ 2009年に成立した「追加的なビジネス・レイトに関する法律」に基づき、GLAやカウンティ、ユニタリーや大都市圏ディストリクトの一層制の地方自治体は、経済活性化政策の財源とすることを目的に、追加課税が可能となった。

d. 大都市における広域調整

- ・ 首都圏（ロンドン）では、GLAが広域の企画調整を行うとともに、ロンドン区・シティが一体的に実施。その他の大都市では、大都市圏ディストリクトが一体的に実施。
- ・ 複数の大都市圏ディストリクトの代表組織として、法的地位を有する「グレーター・マンチェスター合同行政機構」がある。

イギリスの財政調整制度の概要



(出所) 大阪府広域自治制度に関する研究会 第3回資料「諸外国の財政調整制度の概要」

[引用・参考文献]

- ・ 地方分権社会における広域的観点からの都市整備に関する研究 - ドイツ、英国、オランダの広域調整を中心として - (国土交通政策研究所)
- ・ 英国の地方自治(概要版) - 2011年改訂版 - (財団法人自治体国際化協会)
- ・ 大阪府広域自治制度に関する研究会 第3回資料「諸外国の財政調整制度の概要」
- ・ 道州制を見据えた「新たな大都市制度」に関する調査研究報告書(名古屋市)

(2) フランス共和国

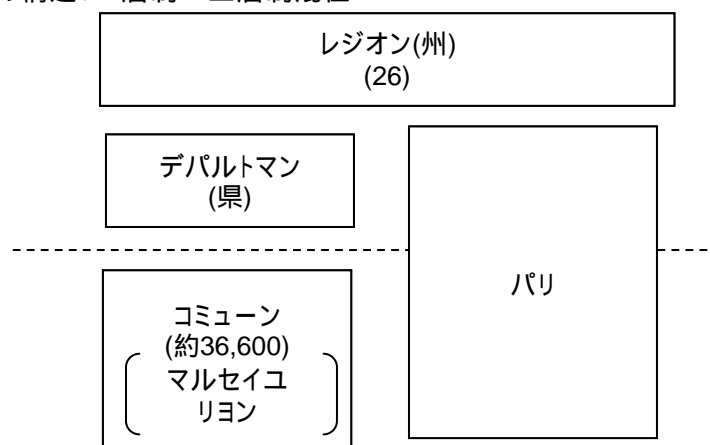
概況

国家形態	単一制	国土面積	632,759 k m ² (日本の約 1.7 倍)
人口	6,503 万人 (2011 年)	首都	パリ (2,200 万人:2008 年推計値)
G D P (2010 年)	実質 G D P 成長率 (%) 1.5 名目 G D P 総額 (百万 \$) 2,559,847 一人当たり G D P (名目) \$ 40,704		
失業率	9.7% (2010 年)		

(出所) 独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) ホームページ - 国・地域別情報 (J-FILE)

自治制度の概況

a. 地方行政組織の構造: 二層制・三層制混在



(出所) 道州制を見据えた「新たな大都市制度」に関する調査研究報告書 (名古屋市) をもとに作成

三層制 レジオン (州) - デパルトマン (県) - コミューン

二層制 (首都) レジオン (イル・ド・フランス州) - パリ

州は、憲法上の地方公共団体

26 の州のうち、歴史的経緯等から、コルス州と海外州には、議会が首長に対して法規の変更を提案できるなど強い自治権が与えられ、イル・ド・フランス州には、首都圏としての広域行政を推進するため「建設整備特別税」等を課することができるなど特別な財源措置が講じられている。

パリは、デパルトマン (県) とコミューンの位置づけを併せもつ。パリ市長 (パリ議会議長) は、議会の中の互選による。

パリ、マルセイユ、リヨンの 3 大都市では、「区」制度が導入されている。(区議会あり。区長は区議会の中で互選。)

b. 事務配分

- ・ 基本的に、特定分野の法律が、その事務を特定レベルの地方自治体に配分しているが、同じ行政分野でも、中身を見ると、権限が入り組んでいる場合も多い。

州: 高等学校、水資源計画、州経済計画、経済振興、地域整備、州交通計画策定・交通基盤整備、公共交通、運河・河川港の管理、職業教育訓練など

県：県道、公共旅客輸送、港湾、州やコミューンの地域計画や都市計画・住宅計画への関与、社会扶助給付、教育文化振興、商工業振興など

コミューン：都市計画、教育・文化、地域経済振興、社会扶助、道路、幼児・初等教育施設の整備・維持管理、上下水道、廃棄物の収集など

c. 財政上・立法上の特例(自立性)

- ・ 国会議員は、州議会議員、県議会議員、人口 3500 以上の市町村議会議員のうち、いずれか一つと兼職できる。
- ・ 地方公共団体は、法律の定める範囲内で、課税標準及び税率を決定できる。
- ・ 地方公共団体又は広域行政組織は、法令により認められた場合には、実験的に、特定の目的のために期間を限定し、権限の行使に関する法令の適用を受けないことができる。

d. 大都市等における広域調整

- ・ 首都(パリ)では一体的に実施、そのほかの大都市では、デパルトマン(県)が実施。
- ・ 広域の行政課題に対応するため、各レベルの地方自治体間で広域行政組織が利用されている。

) コミューン間の広域行政組織

形態	制度の名称	財源	概要
組 合 型	単一目的事務組合 多目的事務組合 日本の一部事務組合と同様の制度	構成コミューンからの分担金等	技術的権限(上下水道、廃棄物処理、児童の通学輸送、道路等)を目的とすることが多い。
連 合 型	大都市共同体 都市圏共同体 コミューン共同体 新都市組合 各制度は、対象とする地勢、人口要件等が異なる。	独自財源あり(構成コミューンからの一部課税権限の委譲など)	地域整備、経済開発など、法定の一定の必須的権限を与えられている。

(出所) フランスの地方自治(財団法人自治体国際化協会、2009)をもとに作成

) 県間の広域行政組織

制度の名称	財源	概要
県際機構	構成県の分担金、事業収入、補助金、借入金等	県の一定の事務を共同処理する公施設法人(特定の公役務を行うために設立される公の法人)で、関係県議会の議決により設立。議決機関として、各構成県議会議員から選出されたメンバーによる理事会がある。

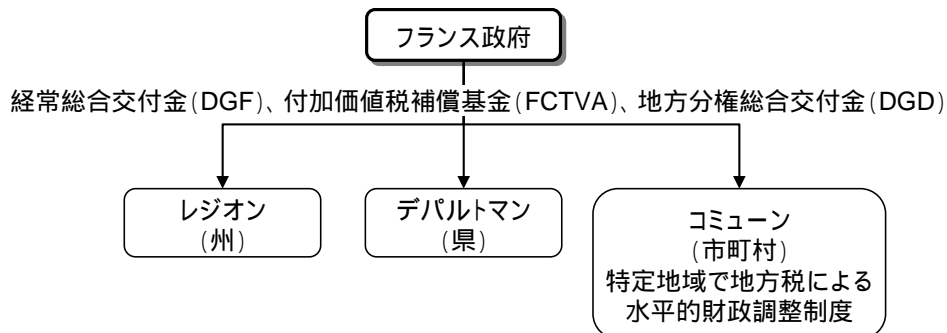
(出所) フランスの地方自治(財団法人自治体国際化協会、2009)をもとに作成

）州間の広域行政組織

制度の名称	財源	概要
共益機構	構成団体の分担金、事業収入、補助金	複数の州間における事務の共同処理を目的として、関係州議会の議決により設立。関係州議会で定めた権限を行使する。
州間協議会	構成団体の負担金、事業収入、補助金、借入金など	隣接する 2～4 州間において緊密な長期的協力関係の構築を目的として、関係州議会の議決、経済社会評議会（議会の諮問機関）の意見聴取等を経て設立。

（出所）フランスの地方自治（財団法人自治体国際化協会、2009）をもとに作成

フランスの財政調整制度の概要



（出所）大阪府広域自治制度に関する研究会 第3回資料「諸外国の財政調整制度の概要」

[引用・参考文献]

- ・ フランスの地方自治（財団法人自治体国際化協会）
- ・ 道州制を見据えた「新たな大都市制度」に関する調査研究報告書（名古屋市）
- ・ 大阪府広域自治制度に関する研究会 第3回資料「諸外国の財政調整制度の概要」

(3) ドイツ連邦共和国

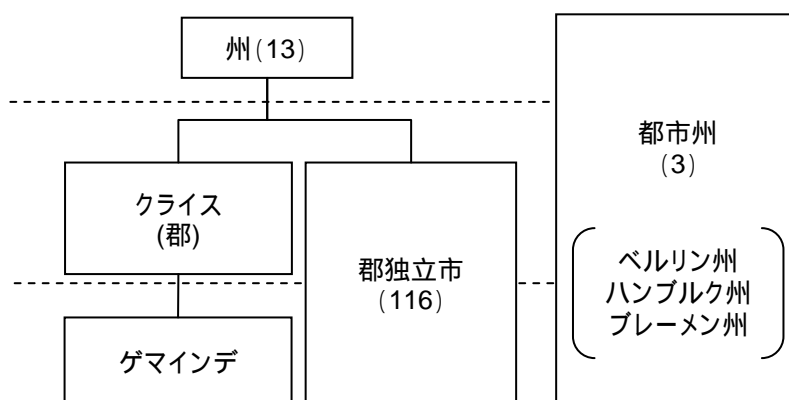
概況

国家形態	連邦制	国土面積	357,124 k m ² (日本の約 0.9 倍)
人口	8,180 万人 (2009 年)	首都	ベルリン (344 万人:2009 年末)
G D P (2010 年)	実質 G D P 成長率 (%)	3.6	
	名目 G D P 総額 (百万 \$)	3,309,472	
	一人当たり G D P (名目) \$	40,274	
失業率	7.7% (2010 年)		

(出所) 独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) ホームページ - 国・地域別情報 (J-FILE)

自治制度の概況

a. 地方行政組織の構造: 一層制・二層制混在 (州を除く)



(出所) 諸外国の大都市制度に関する調査報告書 (指定都市市長会) をもとに作成

二層制 広域自治体 [郡: クライス] - 基礎自治体 [市町村: ゲマインデ]

一層制 都市州、郡独立市

州: 歴史的経緯から、それぞれ主権をもち、独自の州憲法、州議会、州政府及び州裁判所を有する国家。地方自治制度を定める権限は州にあり、自治体は、州によって異なる多様な制度をもつ。

都市州: 州としての権限と広域自治体 (郡: クライス) としての権限、基礎自治体 (市町村: ゲマインデ) としての権限を併せもつ。行政区があり、区議会議員は公選、区長は任命制。

郡独立市: 一般には人口 4 ~ 8 万人以上の市。近年では、各州で人口 2 万人程度の単位にも類似した地位を認めている。広域自治体 (郡: クライス) と基礎自治体 (市町村: ゲマインデ) としての権限を併せ持つ。

郡: 州の出先機関としての性格と地方自治体としての性格、市町村の連合体としての性格を併せもつ。市町村を補完する役割。

b. 事務配分

州: 行政権は主として州にあり、連邦による行政は外交、国防等に限られている。連邦の監督を受ける連邦委任事務があるが、州固有のものとしては、教育・文化、地方自治、警察 (連邦所管を除く)、地域的消費税及び奢侈税の租税管理。

州によっては、一定の人口規模のゲマインデを郡所属市とし、郡の権限の一部を処理する例あり。

クライス(郡): 交通、経済、都市計画、環境など市町村の区域を越える広域事務、青少年教育、多文化共生など小規模市町村の能力を超える事務の支援などを行う。州の監督を受ける委任事務がある。

ゲマインデ: 指示による義務的事務(州に監督権あり)として社会扶助・住宅手当の支給、消防、救助、災害防止などを担い、自治事務として、学校・文化・スポーツ関係、ゴミ処理、下水道、地域交通等を担当する。

c. 財政上・立法上の特例(自立性)

- ・ 連邦、州、地方自治体全てが税収権限をもつ。(共同税)
- ・ 都市州は、州税、市町村税を賦課・徴収できる。
- ・ 区議会、郡議会には課税権、条例制定権なし。
- ・ 上院に相当する連邦参議院は、国内16州の州政府構成員(市長又は州参事会員(市議会与党が組織する内閣))により構成されているため、州は、連邦法への自らの意見及び利益を反映できる。

d. 大都市等における広域調整

- ・ 都市州(首都ベルリンを含む)では、州(国としての扱い)を含め一体的に実施。
- ・ その他の大都市では、郡独立市が一体的に実施し、小都市では、広域自治体(郡:クライス)が実施。
- ・ 地方自治体単位の広域的な相互協力として、州法に位置づけられ、自治権が保障された市町村連合がある。(地方自治体であるかどうかは、州により異なる)

市町村連合の形態

) 市町村小連合

郡より狭い区域内の市町村で構成。農村部における行財政力が弱小な市町村を補完する役割を持つ。

) 目的組合

地域的な関係によらず、事務を共同で処理した方が効率的な場合に、関係市町村又は公法上の社団、財団により組織。概ね、日本の一部事務組合に相当。

) 広域連合

郡より区域の広い地域の市町村で構成され、郡、郡独立市も含む広域の事務を担う。制限列举された事務のみを処理。

[引用・参考文献]

- ・ ドイツの地方自治(財団法人自治体国際化協会)
- ・ 地方分権社会における広域的観点からの都市整備に関する研究 - ドイツ、英国、オランダの広域調整を中心として - (国土交通政策研究所)
- ・ 各国の国土政策の概要 - ドイツ - (国土交通省国土計画局ホームページ)
- ・ 諸外国の大都市制度に関する調査報告書(指定都市市長会)

(4)ベルギー王国

概況

国家形態	連邦制	国土面積	30,528 k m ² (日本の約0.08倍)
人口	1,086万人 (2010年)	首都	ブリュッセル (104万8,491人:2008年1月)
GDP (2010年)	実質GDP成長率(%) 2.1 名目GDP総額(百万\$) 466,909 一人当たりGDP(名目)\$ 42,845		
失業率	8.3%(2010年)		

(出所) 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)ホームページ-国・地域別情報(J-FILE)

自治制度の概況

a. 地方行政組織の構造: 二層制

共同体	ドイツ語 共同体	フランス語 共同体	合同共同体委員会 フランス語 共同体委員会 オランダ語 共同体委員会	オランダ語 共同体
地域	ワロン地域		ブリュッセル首都地域	フランダレン地域
(言語圏)	ドイツ語圏	フランス語圏	二言語圏	オランダ語圏
プロヴィンス (県)	プロヴィンス(5)			プロヴィンス(5)
コミューン (基礎自治体)	コミューン(308)		コミューン(19)	コミューン(262)

注) 網掛けは連邦構成体。地域は原則的に対等であり、それぞれ議会と政府を有する。

本図の無断転載・転用を禁止する。

(出所) ベルギーの地方自治(財団法人自治体国際化協会) オランダ・ベルギーの自治体改革
(金井利之・財団法人日本都市センター編著 第一法規株式会社)をもとに作成

二層制

広域自治体: プロヴィンス - 基礎自治体: コミューン

ベルギーは1994年に単一性から連邦制へと移行した。また、国家形成過程で、社会に複雑な対立軸を抱えるようになり、主に宗教的なもの、経済的なもの、言語文化的なものから、「共同体」と「レジオン(地域)」が対等な機関でありながら、重複する領域において異なる事項の立法権を行使する二元的なシステムが構築された。

ブリュッセル: 連邦を構成する地域、広域自治体(プロヴィンス)、基礎自治体(コミューン)の位置づけを併有し、それらの事務を行う。

プロヴィンス: コミューンとともに、議会議員は公選、県知事・コミューン長は任命制。

b. 事務配分

共同体政府：「言語」を基本概念とした文化（劇場、図書館、メディア館）や教育に関する権限をもつ。また、保健政策や福祉政策などを管轄する。

地域政府：「領域」を概念とした経済振興や雇用対策、農業、水道事業、住宅政策、公共工事、エネルギー政策、運輸（国鉄を除く）、環境、地域開発、都市計画などに関する権限、県やコミューンといった下位行政機関に対する監督権をもつ。

プロヴィンス(県)：県は、県に利害がある事項に関して権限を持つ（権限の拡大、あるいは新たな獲得も可能）。コミューン単独では行い難い分野、非効率なものを担う。主な権限として、警察及び消防業務、経済振興、文化スポーツ振興等がある。

コミューン：住民に近接する基礎自治体として非常に広範な権限を持つ。主な権限は、警察及び消防業務、教育、保健衛生、社会福祉、住宅政策及び都市計画、環境保護及び公衆衛生、文化・レジャー・スポーツ事業、交通、経済振興等がある。

県及びコミューンは事務の分野により、上位自治体(県、地域、共同体、連邦)からの監督を受ける。

公的社会福祉センター(CPAS)：法人格を有する公的機関。設置管理はコミューンの義務的権限とされ、全てのコミューンに設置されている。公的扶助や失業対策、職業訓練、移民家庭の社会化支援、福祉施設や病院の経営などを行う。

c. 財政上・立法上の特例(自立性)

- ・ 県とコミューンは、法律及びデクレ（共同体議会や地域議会が制定。連邦政府が定める法律と同等の効力を持つ。）等で禁止されている場合を除き、地方税の税率を定めることができる。県・コミューンが課税客体に対して直接課税する独自税と、連邦・地域政府など他の課税主体が課税した税に独自の税率を上乗せする付加税がある。

d. 大都市等における広域調整

- ・ 関係自治体間の利益に関して明確な目的を持つ社団であり、複数の関係自治体の発意に基づいて組織される広域行政組織がある。全て公的機関により構成されるもの、構成員に民間法人を含むものがある。業務分野は、ガス・電気・テレビ放送の供給、地域開発・自然環境保護、取水・浄水・排水などの水道事業、医療・福祉事業、経済振興、ごみの収集など、多岐にわたっている。

フランドレン（地域圏）政府は、他の地域圏に先駆けて制度改革を行い、2001年に自治体の事務の共同処理に関する新しい地域圏法（2001年地域圏法）を制定。

同法では、自治体事務の共同処理を、地域組合、事業組合、サービス実施組合、委任組合の4形態とし、組合設置に関する手続き、実施事業、経営体・運営に関する規定などに着目し、地域組合、事業組合を「軽い」協力形態、サービス実施組合、委任組合を「重い」協力形態などに分類している。

フランドレン地域圏における自治体の広域連携の四形態

	地域組合	事業組合	サービス実施組合	委任組合
法人格	なし	あり	あり	あり
構成	2つ以上の自治体、各種団体（公私問わず）	2つ以上の自治体、公営企業、公的社会福祉センター、その他事業組合、サービス実施組合、委任組合など	2つ以上の自治体、公営企業、公的社会福祉センター、その他事業組合、サービス実施組合、委任組合など	2つ以上の自治体、公営企業、公的社会福祉センター、その他事業組合、サービス実施組合、委任組合など
設置の際のフランドレン政府の承認	不要 （参加団体の協定に基づき設置）	不要 （参加団体が契約を結び設置。契約は情報提供のみを目的としてレジオンに送付される）	必要	必要
実施事業	(規定)	自治体が権限を有する具体的な事業を実施する（実施事業は限定的である）。	明確に規定された事業について、共同して立案、実施、評価を行う（実施事業は限定的である）。	自治体に対し、一ないし複数の政策分野について、明確に規定されたサービスを提供する
	(実施事業例)	自治体が権限を有する具体的な事業を実施する（実施事業は限定的である）。	明確に規定された事業について、共同して立案、実施、評価を行う（実施事業は限定的である）。	自治体に対し、一ないし複数の政策分野について、明確に規定されたサービスを提供する
自治体からの権限の委譲	なし	なし	なし	あり
設置期間	協定で決定（上限等の規定なし）	6年以内(更新可能)	18年以内（更新可能、途中離脱不可）	18年以内（更新可能、途中離脱不可）
経営体	経営委員会	理事会	総会 （年2回以上開催） 理事会 経営委員会	総会 （年2回以上開催） 理事会 経営委員会
私法人の参加	可能	不可	不可	不可

注) 本表の無断転載・転用を禁止する。

(出所) オランダ・ベルギーの自治体改革(金井利之・財団法人日本都市センター編著 第一法規株式会社)

[引用・参考文献]

- ・ ベルギーの地方自治(財団法人自治体国際化協会)
- ・ オランダ・ベルギーの自治体改革(金井利之・財団法人日本都市センター編著 第一法規株式会社)

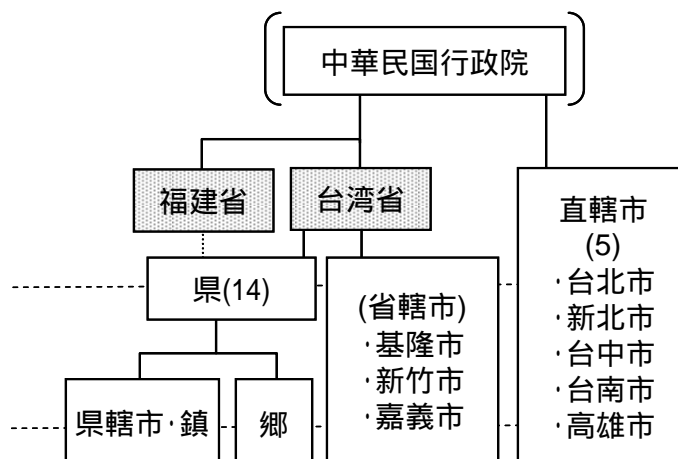
(5)台湾
概況

国家形態	単一制	国土面積	36,191 k m ² (日本の約0.1倍)
人口	2,316万人 (2011年1月末時点)	首都	台北市
GDP (2010年)	実質GDP成長率(%) 10.88 名目GDP総額(百万\$) 429,850 一人当たりGDP(名目)\$ 18,558		
失業率	5.21%(2010年)		

(出所) 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)ホームページ - 国・地域別情報(J-FILE)

自治制度の概況

a. 地方行政組織の構造: 一層制・二層制混在



(出所) 台湾における「五都」の成立(アジ研ワールド・トレンド No.186(2011.3))をもとに作成
二層制 (省) - 県 - 県轄市・鎮、郷
一層制 直轄市
 (省) - (省轄)市

省: 形式的存在。台湾省は、1998年 第4次憲法改正により形骸化され、権限や予算、所属機関の多くは行政院(中央政府)へ移管された。首長は、行政院が任命(無任所大臣が兼任)、議会は、諮議会に改組され、議員は行政院長が指名する。

直轄市: 行政院に直屬。直轄市の出先機関として域内に「区」を設置。区長は市長の任命で、議会組織はない。行政区画の「里」、「鄰」がある。

(省轄)市: (省轄)市の出先機関として域内に「区」を設置。区長は市長の任命で、議会組織はない。行政区画の「里」、「鄰」がある。

郷・鎮・県轄市: 民選の長、代表(議会)を有する。県轄市及び鎮には行政区画の「里」、「鄰」が、郷には、行政区画の「村」、「鄰」がある。郷・鎮は非市街化地域。

b. 事務配分

- ・ 直轄市の自治は法律で定められており、域内の行政事務を統一的に管理する。
- ・ 県は、県自治法を制定することができ、法による事務のほか、中央及び省の委任事務

を行う。

c. 財政上・立法上の特例(自立性)

- ・ 直轄市長は、省主席と同様に、行政院会議（閣議）に参加できる。（ただし、議決権はない。）
- ・ 直轄市へは、地方交付金の分配割合が高い。

d. 大都市等における広域調整

- ・ 首都（台北）及び人口 200 万人以上の大都市では、直轄市として省を含め、一体的に実施。
- ・ その他の大都市（人口 50 万人以上）では、（省轄）市が一体的に実施。

[引用・参考文献]

- ・ 竹内孝之「台湾における「五都」の成立」(アジ研ワールド・トレンド No.186(2011.3))
- ・ 台北駐日経済文化代表処ウェブサイト (www.taiwanembassy.org/JP)

(6)大韓民国(韓国)

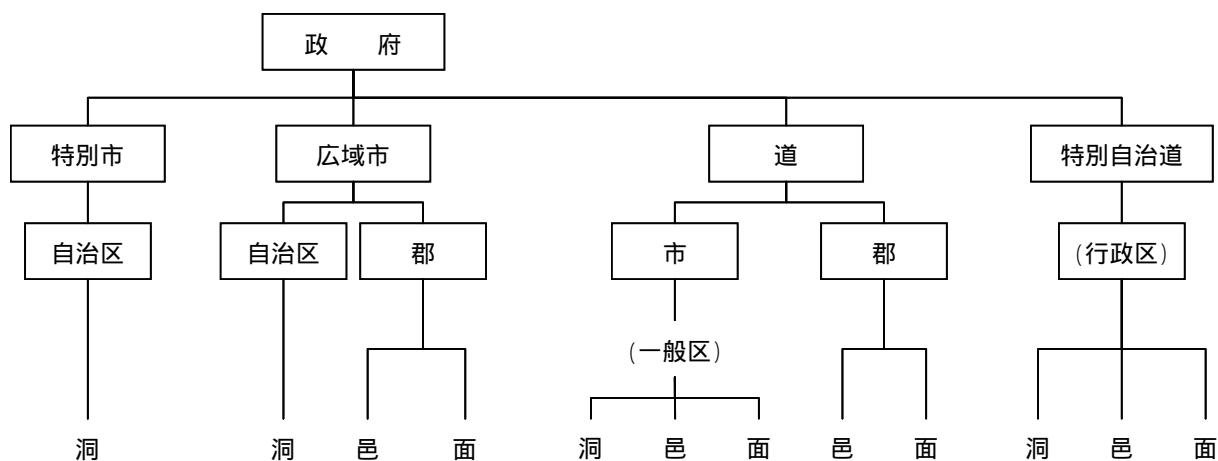
概況

国家形態	単一制	国土面積	100,033 k m ² (日本の約 0.3 倍)
人口	5,052 万人 (2010 年推計値)	首都	ソウル (1,027 万 1,880 人:2011 年 9 月末)
G D P (2010 年)	実質 G D P 成長率 (%) 6.2 名目 G D P 総額 (百万 \$) 1,014,300 一人当たり G D P (名目) \$ 20,756		
失業率	3.7% (2010 年)		

(出所) 独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) ホームページ - 国・地域別情報 (J-FILE)

自治制度の概況

a. 地方行政組織の構造: 一層制・二層制混在



(出所) 韓国の地方自治 (財団法人自治体国際化協会) をもとに作成

広域自治団体と基礎自治団体は上下関係ではなく、相互協力関係にあるが、団体委任事務及び機関委任事務が広汎に存在するため、広域自治団体の長が基礎自治団体の長を指揮・監督することが多い。

基礎自治団体の下部組織として、邑 (都市部、人口等要件あり)、面、洞等の地域自治組織が存在

二層制: ソウル特別市 - 自治区
 広域市 - 自治区・郡
 道 - 市・郡

一層制: 済州特別自治道

b. 事務配分

- ・ 地方行政階層間の事務配分は、階層間不競合の原則と基礎自治団体優先の原則に基づく。

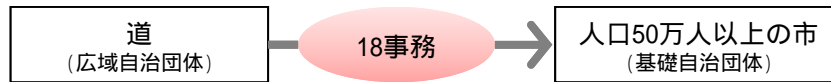
特別市・広域市・道・特別自治道 (広域自治団体):

広域的・統一的事務、国家との連携・調整事務、基礎自治団体の独自での処理が困難な事務など。

市・郡・自治区（基礎自治体）:

広域自治団体が処理する以外の事務。

人口 50 万人以上の市に対する特例：道の事務のうち、地方公企業に関する事務（地方公社及び地方公団の設立・運営）や職員の定数管理の一部事務等、計 18 事務を直接処理できる。



（出所）韓国の地方自治（財団法人自治体国際化協会）をもとに作成
自治区の特例：基礎自治団体の事務のうち、人事、地方財政、埋葬・墓地、清掃、地方土木・住宅建設、都市計画、上下水道、観光・休養施設の設置・管理等、計 44 事務は特別市又は広域市に事務が帰属している。



（出所）韓国の地方自治（財団法人自治体国際化協会）をもとに作成

c. 財政上・立法上の特例(自立性)

）市・道費補助金：特別市・広域市・道 市・郡・自治区

- ・ 施策上必要があるとき、又は、市・郡・自治区の財政上特に必要であると認められるときに、予算の範囲内で市・郡・自治区へ補助金を交付できる。
- ・ 補助金に関する基本的な事項は、自治体の条例で定める。

）調整交付金：特別市・広域市 自治区

- ・ 市税（取得税及び登録税）中、各市が条例で定める一定額（50%～70%）で、自治区相互間の財源を調整する。

）財政補てん金：広域市・道 市・郡

- ・ 市・郡で徴収した広域市税・道税の 27%を、人口、財政事情のほか大統領令に定める基準により、市・郡へ配分しなければならない。

d. 大都市等における広域調整

- ・ 地方自治団体は独立した法人格をもつ団体として、相互には対等・独立した関係であるとの前提のもとに、地方自治法では、地方自治団体間の協力の仕組みを定めている。

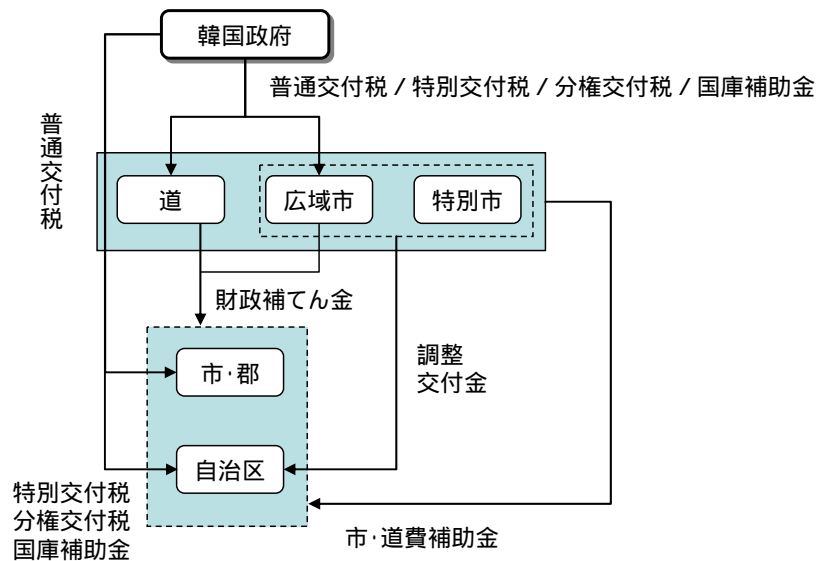
）行政協議会

- ・ 2 以上の地方自治団体が、広域計画及び執行、公共施設の設置など、関連する事務の一部を共同処理するために設置するもの。首都圏行政協議会、釜山圏行政協議会、大邱大都市圏行政協議会、光州大都市圏行政協議会などがある。

）地方自治団体組合

- ・ 2 以上の地方自治団体が、情報化など、相互間の事務を共同処理するために設立するもの。法人格を有する。

韓国の財政調整制度の概要



新たな自治制度に関する事例 [済州特別自治道]

済州道は、歴史的、政治的に中央から疎外されてきたが、2002年から政府と済州道が共同で開発を推進。2005年に行われた住民投票を経て、2006年7月から、軍事・外交・司法以外の高度な自治権を付与された、韓国における地方分権モデル「済州特別自治道」へと転換した。

済州特別自治道における行政体制の特殊性から、その地位・組織および行政・財政などの運営に対する特例を、地方自治法とは別の法律（済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法）で定めている。

特別自治道推進の基本方向

自治権の大幅な拡大

- ・ 自治立法権、自治組織・人事、財政など、自治行政全般にわたる画期的な権限の委譲（外交・国防など国家存立事務を除外した全ての事務の段階的自治事務化 等）
- ・ 公務員の競争力・専門性向上や地方議会の会期運営の自律化
- ・ 住民参加の拡大（住民召還制の導入等）

自由市場経済モデルの構築による中核産業の育成

- ・ 香港、シンガポールを意識した大幅な規制緩和、自由化の促進
- ・ 規制緩和、自由化をもとに、4 + 1の中核産業（観光、医療、教育、クリーン産業とIT産業）を育成

済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法（2006）の内容

高度な自治権の付与

- ・ 自治立法権の強化（条例制定範囲の実質的拡大、法律案提出要請権付与）
- ・ 自治組織・人事の自律性の強化、住民参加の拡大
- ・ 財政自主権の強化（交付税率の固定3%、地方税の全税目を特別自治道税化）
- ・ 教育自治制の先導的实施（教育監・教育委員の住民直接選挙）
- ・ 自治警察制の試験実施
- ・ 特別地方行政機関（国の出先機関）の一部移管（地方国道管理庁など7つ）

核心産業の育成

- ・ 規制緩和措置（核心産業育成に関連した規制の優先的緩和など）
- ・ 環境にやさしい観光・休養地の建設、国際会議都市の造成（許認可権の一括移譲）
- ・ 国際競争力を備えた教育環境の整備（学校運営の自律性拡大、国内外の優秀な学校の誘致）
- ・ 特化した医療サービスの提供（国内外の優秀な医療機関の誘致）

- ・ 農業、畜産業、海産物、林業などの1次産業の中核プロジェクト化、自然環境保全のための基盤整備（農水産業等関連権限の移譲）
- ・ 先端産業の育成（バイオテクノロジーなど戦略的育成支援の強化）

済州特別自治道とその他自治制度との比較

区分	済州特別自治道	特別自治団体*1	州政府*2	香港特別行政区	ソウル特別市
根拠	済州特別法及び特例法	地方自治法	連邦憲法	Basic Law	特別法
担当機能	総合的機能	特定機能	総合的機能	総合的機能	総合的機能
自治権	立法				
	組織				
	財政				
	司法	×	×		×
	国防	×	×		×
外交	×	×	×	×	×
独自の憲法	×	×		×	×
権限特例		×	×	×	
モデル性		×	×	×	×

（出所）新しい地方自治体「済州特別自治道」の出帆 Clair Report No. 337

（財団法人自治体国際化協会ソウル事務所）

*1 地方自治体間の紛争解決など特定の目的のために当該地方自治体が共同設置する団体。

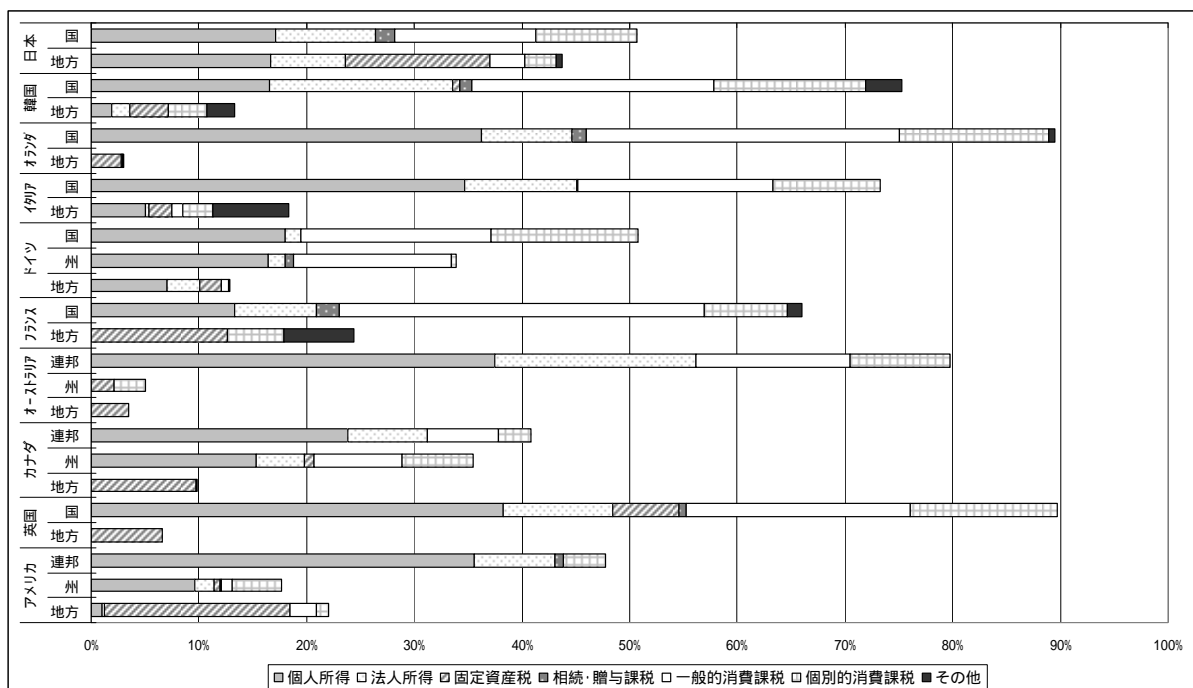
*2 米国の州政府。

[引用・参考文献]

- ・ 韓国の地方自治（財団法人自治体国際化協会）
- ・ 新しい地方自治体「済州特別自治道」の出帆 Clair Report No. 337（財団法人自治体国際化協会ソウル事務所）

～ 地方財政の自立性 ～

国・州・地方の税収構成 (2009年)



	日本		韓国		オランダ		イタリア		ドイツ			フランス	
	国	地方	国	地方	国	地方	国	地方	国	州	地方	国	地方
個人所得	17.1%	16.7%	16.5%	1.9%	36.2%	-	34.6%	5.0%	18.1%	16.5%	7.0%	13.3%	-
法人所得	9.3%	6.9%	17.0%	1.7%	8.4%	-	10.4%	0.4%	1.4%	1.5%	3.0%	7.6%	-
固定資産税	0.0%	13.4%	0.7%	3.5%	0.1%	2.8%	0.0%	2.1%	-	0.0%	2.0%	0.0%	12.7%
相続・贈与課税	1.8%	0.0%	1.2%	0.0%	1.3%	0.0%	0.1%	0.0%	-	0.8%	0.0%	2.1%	0.0%
一般的消費課税	13.0%	3.2%	22.4%	0.0%	29.1%	0.0%	18.2%	1.0%	17.8%	14.6%	0.7%	33.9%	0.0%
個別的消費課税	9.4%	3.0%	14.2%	3.6%	13.8%	0.1%	9.9%	2.8%	13.6%	0.5%	0.1%	7.8%	5.2%
その他	0.0%	0.5%	3.3%	2.6%	0.6%	0.1%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	6.5%

	オーストラリア			カナダ			英国		アメリカ		
	連邦	州	地方	連邦	州	地方	国	地方	連邦	州	地方
個人所得	37.4%	-	-	23.9%	15.3%	-	38.3%	-	35.6%	9.7%	1.0%
法人所得	18.7%	-	-	7.3%	4.5%	-	10.1%	-	7.5%	1.7%	0.3%
固定資産税	0.0%	2.1%	3.5%	-	0.9%	9.8%	6.2%	6.6%	0.0%	0.6%	17.2%
相続・贈与課税	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.9%	0.2%	0.0%
一般的消費課税	14.3%	0.0%	-	6.6%	8.2%	0.0%	20.9%	-	0.0%	0.9%	2.5%
個別的消費課税	9.3%	2.9%	-	3.1%	6.6%	0.0%	13.6%	-	3.9%	4.7%	1.1%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

注) 国 (連邦)、州、地方を合算した税収総額を 100%とした値
(出所) Revenue Statistics 2011 (OECD) をもとに作成

2. 広域調整制度の事例整理

(1) 大都市制度・合同行政機構[英国]

GLA (Greater London Authority)]

【概要】

- ・ 首都ロンドンの広域自治体であり、2000年7月に創設された。英国の地方自治制度上、地方自治体ではなく地方政府として位置づけられている。
グレート・ロンドン・カウンシル (Greater London Council : GLC) がサッチャー政権時代に廃止された後、GLA創設まで、ロンドンは、32のロンドン区とシティの計33団体の一層制の地方自治体で構成されていた。

【構成】

- ・ ロンドン市長 (Mayor of London) 直接選挙で選出
- ・ ロンドン議会 (London Assembly) 直接選挙で25名選出
- ・ 事務部局 市長・議会を補佐
- ・ 市長室 (Mayor's Office) 市長を補佐

「2007年GLA法 (Greater London Authority Act 2007)」(2007年10月)により、33の地方自治体の都市計画政策に介入できる等幅広い分野でロンドン市長の権限が強化された

【所管業務】

公共交通 (地下鉄、バス、タクシー、ドックランズ・ライト・レイルウェイ (DLR)、主要道路計画など)

地域計画及び住宅政策

経済開発及び都市開発

環境保全 (ロンドン区と協働し、公害や廃棄物対策にあたる)

警察

消防及び緊急計画

文化、観光、メディア及びスポーツ

保健衛生 など

GLAは、特定分野についてロンドン全域に係る企画・調整と戦略策定を担い、その実施はロンドン区が担う。

大都市圏ディストリクト

【概要】

- ・ 1986年、サッチャー政権が都市部における広域自治体である大都市圏カウンティを廃止。その下に所属していた36の大都市圏ディストリクトが、一層制の自治体として再編されたもの。
- ・ 広域自治体と基礎自治体の機能を併せ持つ。

【事務配分の特例】

- ・ 広域の事務組合で行う「公共交通」、「ごみ処理」、「警察」、「消防・救急」以外の全ての事務を行う。
事務組合：単独の地方自治体では実施困難な業務を、複数の地方自治体で連携して処理するために設立される共同組織。
二層制の場合、基礎自治体（ディストリクト）が、「住宅」、「ごみ収集」などの限られた事務を行い、広域自治体（カウンティ）が、「教育」、「社会福祉」、「道路」など多くの事務を行う。

グレーター・マンチェスター合同行政機構（GMCA）

【経緯】

- ・ 大都市圏カウンティの廃止、大都市圏ディストリクト一層制への再編に伴い、グレーター・マンチェスター大都市圏カウンティの区域にあった10の大都市圏ディストリクトの代表組織として「グレーター・マンチェスター自治体協会（AGMA）」が設立された。
- ・ 当初、法的地位を有しなかったが、AGMAは政府に立法措置を求め、政府がこれを承認し、2011年4月、法的地位を有する「グレーター・マンチェスター合同行政機構（GMCA）」が設置された。加入は、各自自治体の任意。
合同行政機構：「2009年地域民主主義、経済開発、建築法」によって設置が可能になった、都市圏を単位とした法的地位を有する行政体。2011年10月成立の「地域主義法」において、「包括的権限」の付与対象として、加えられた。

【主な役割】

- ・ 重要な経済開発、地域再開発、交通施策の調整

【構成員】

- ・ 加入する10の大都市圏ディストリクトから各1名ずつ任命された計10人の地方議員（GMCA評議会において、1人1票ずつ議決権あり）。その中から、議長及び副議長を指名する。評議会での議案の可決には過半数の承認が必要。

【引用・参考文献】

- ・ 地方分権社会における広域的観点からの都市整備に関する研究 - ドイツ、英国、オランダの広域調整を中心として - (国土交通政策研究所)
- ・ 英国の地方自治（概要版） - 2011年改訂版 - (財団法人自治体国際化協会)

(2) 都市計画における上下双方向の参加・調整[ドイツ: 建設管理計画]

【計画の全容】

レベル	計画名	策定権者	内容等
連邦	広域計画の基本理念、広域計画の原則	連邦議会	持続可能な国土の発展
州	州発展計画	州政府	大まかなゾーニング
地域	地域計画	地域計画会議 (郡、独立市、人口5万人以上の自治体の代表者(市長、郡長、議会議員))	広域的交通・ライフライン施設の整備地域など
自治体	F-プラン	自治体議会	住居地域、産業地域、緑地等のゾーニング
地区	B-プラン (私人に拘束力あり)	自治体議会	建ぺい率や敷地規模等の詳細事項

(出所) 地方分権社会における広域的観点からの都市整備に関する研究 - ドイツ、英国、オランダの広域調整を中心として - (国土交通政策研究所)をもとに作成

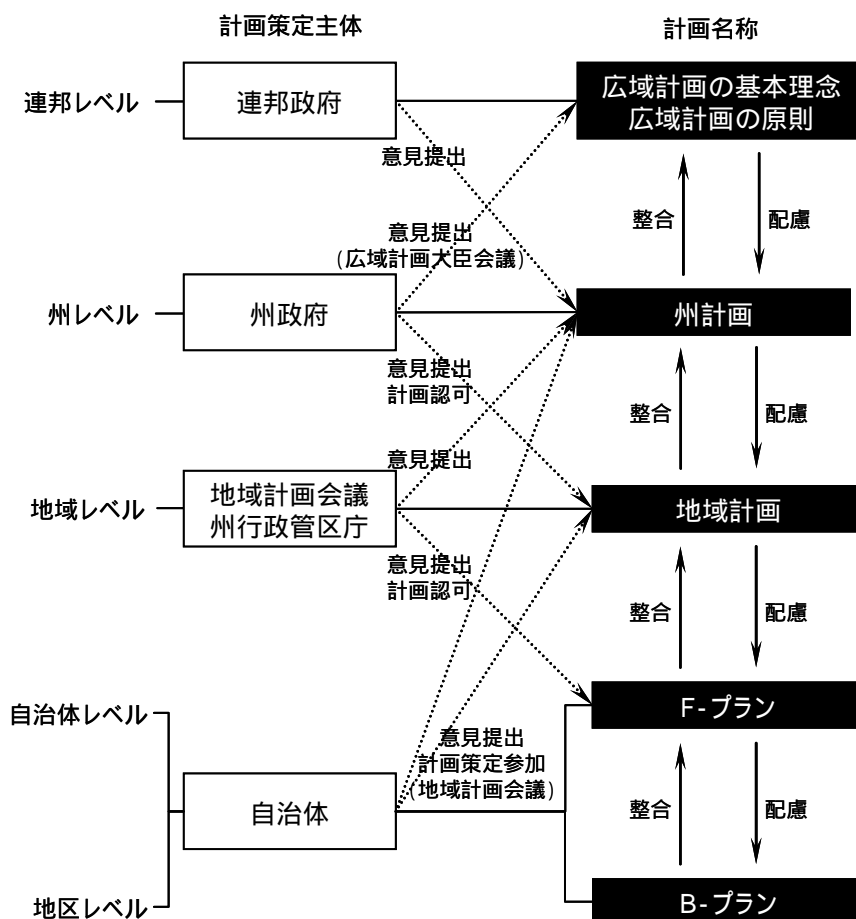
【F-プラン・B-プランの概要】

	土地利用計画 (F-プラン)	地区詳細計画 (B-プラン)
計画の主体	市町村が作成 議会で議決 上級行政庁による適法性のチェック	市町村が作成 議会で条例として決定 (原則として上級行政庁の認可は必要としない)
対象地域	・市町村全域	・個別の地区ごと(街区単位) (概ね5~20ha)
目標時点	・概ね10~15年後	・概ね5年間で実現可能な計画 地区の大きさや計画内容もこれに応じて決められる。
計画の原則	・都市のフィジカルな目標像を示すマスタープラン。できる限りの柔軟性が必要とされる。	・土地の建築的利用を詳細に計画 ・土地利用計画を実現する中核的役割 ・開発の規制及び誘導
計画の内容	(a)建築的土地利用区分 (b)公的・私的施設用地 (c)主要な交通要地施設 (d)レクリエーション施設用地 (e)環境影響防止のための用地 (f)農業用地、森林 (g)自然保護・景域保全用地 (h)空港、運河、アウトバーン、歴史的建造物	(a)建築的土地利用区分 (b)建築許容限度 ・建築的利用率(容積率) ・建物の配置と建築指定線 ・建築敷地の最小規模抑制 (c)公共施設用地の指定 (d)建築形態 (e)敷地内駐車場の指定
計画の表現	・計画図と計画説明書 ・図面スケール(1/2500~1/10,000、大都市では1/25,000)	・計画図と基礎資料(基礎資料には、概算費用と計画実現のための各種措置を添付) ・図面スケール(1/500~1/2,500)
法的拘束力	・行政部局は拘束されるが住民に対する直接の法的拘束力は有しない。	・住民に対する直接の法的拘束力を有する。

(出所) EUにおける都市政策の方向とイタリア・ドイツにおける都市政策の展開(国土交通政策研究所)

【広域調整の仕組み】

- ・ ドイツの基本法では、人事高権、財政高権と並んで計画高権が市町村の自治の基幹とされ、土地利用の基本的な権限は基礎自治体が有している。
- ・ 自治体が計画高権を踏まえて策定するのが、Fプラン（土地利用計画）とBプラン（地区詳細計画）から構成される、建設管理計画である。
- ・ 連邦法における原則「下位計画は上位計画に整合しなければならず、上位計画は下位計画に配慮して策定しなければならない」に基づき、地域計画は、地域の自治体が策定するF-プランの内容に配慮しなければならない一方、F-プランは地域計画の目標と整合しなければならない（垂直調整）。また、F-プランは、その近隣自治体のF-プランと整合しなければならない（水平調整）。
- ・ 1つの大都市圏が州を構成するベルリン、ブレーメン、ハンブルグでは、州の空間計画をFプランとしても活用。フランクフルト都市圏では、圏内75の自治体で広域圏計画連合を設立し、地域計画とF-プラン双方の機能を併せ持つ、大都市圏としての広域F-プランを策定。



(出所) 地方分権社会における広域的観点からの都市整備に関する研究 - ドイツ、英国、オランダの広域調整を中心として - (国土交通政策研究所)

[引用・参考文献]

- ・ 地方分権社会における広域的観点からの都市整備に関する研究 - ドイツ、英国、オランダの広域調整を中心として - (国土交通政策研究所)
- ・ EUにおける都市政策の方向とイタリア・ドイツにおける都市政策の展開 (国土交通政策研究所)

(3) 大都市間の連携[オランダ:ランドスタット地域]

[概況・経緯]

- ・ オランダ西部のランドスタット地域は、アムステルダム、ハーグ、ロッテルダム、ユトレヒトの4都市を核とした多極分散型の都市圏を形成している。
- ・ 各都市は機能分担がされており(アムステルダム:首都・商都、ハーグ:行政、ロッテルダム:港湾、ユトレヒト:鉄道拠点・サービス)各都市の相乗効果を実現することにより、地域全体の競争力強化と住みやすさの向上等をはかるため、4都市および周辺自治体(4州、4都市および近隣の4地域の計12の地方政府)で構成される「ランドスタット評議会」が2002年に設立された。

ランドスタット地域:グリーンハートと呼ぶ保全緑地を中心とする面積8,300km²(国土の約24%)、人口約720万人(総人口の46%)の都市圏。

アムステルダム、ロッテルダム、ハーグ、ユトレヒトの4都市圏は、1994年に制定された行政改変枠組法に基づく「広域公共団体」に位置づけられている。

[取組内容]

- ・ ランドスタット評議会の主な業務は、国土計画、経済、社会などの分野について当該地域を多角的に分析し、域内の政策調整を行い、戦略的な長期展望を作成することであり、中央政府と定期的な会合を設けているほか、EUの政策に意見を反映させるため、ブリュッセルに事務所を置いている。
- ・ オランダ政府はランドスタット地域の重要性から、2040年に向けた地域の将来ビジョンである「Randstad towards 2040」を2008年に公表した。なお、2010年10月に成立した連立内閣は、「小さな政府」をかけた、ランドスタットの4州(北ホラント州、ユトレヒト州、フレヴォラント州、南ホラント州)の合併を推進する方針を打ち出している。

[引用・参考文献]

- ・ オランダの地方自治(財団法人自治体国際化協会)
- ・ 各国の国土政策の概要 - オランダ - (国土交通省国土計画局ホームページ)

(4) 大都市圏計画の策定[米国]

[主な組織]

COG (Councils of Government)

- ・ 地域議会 (regional councils)、地域委員会 (regional commissions)、地域計画委員会 (regional planning commissions)、計画地区委員会 (planning district commissions)、開発地区 (development districts) とも呼ばれる、基礎自治体が自発的に設立する団体である。なお、地域の実情に応じて、母体、運営体制など様々な組織形態がとられる。
- ・ 多くのCOGは法令に基づき設立されるが、非営利団体として設立されるものもある。
- ・ なお、広域計画に対する連邦政府の予算措置が、広域交通計画に限定されたことにより、COGの活動予算が縮小され、その結果、計画や将来予測のためのデータ収集などの機能に限定せざるを得ず、大都市圏計画への関与も限定されている。

MPO (Metropolitan Planning Organization)

- ・ 1962年の連邦補助高速道路法 (Federal-Aid Highway Act) の改正により、人口5万人以上の都市圏で「都市圏計画機構 (Metropolitan Planning Organization: MPO)」と呼ばれる広域交通計画主体の設置が義務づけられた。

- 1991年の「総合陸上輸送効率化法（Inter-modal Surface Transportation Efficiency Act of 1991）」により、各都市圏のMPOには、都市圏における広域交通計画として「長期交通計画（Long Range Transportation Plan）」及び「交通改善プログラム（Transportation Improvement Plan）」の策定義務が与えられた。
- 各MPOは広域交通計画策定の際に適切な市民参加手続きを行うことが義務づけられている。また、各交通プロジェクトが連邦補助金を受けるためには、その都市圏のMPOが策定する長期計画に位置づけられなければならない。
- なお、MPOがCOGに組み込まれている事例もみられる。

特定目的機関／地区（Special-Purpose Governments or district）

- MPOに類似した特定の目的・機能を有した大都市圏に係る団体・協会であり、大都市圏エリアで急増している形態である。
- ポート・オーソリティや商工会議所をはじめとした経済団体など、公的団体や官民連携組織であり、州の許可や予算措置がされた広範なエリアを管轄する組織である。

民間団体（Private Organizations）

- 非営利団体では、大都市圏全体を対象とするわけではないが、主にビジネスプロモーションに従事し、各地域の企業誘致・招致に係る計画や事業に携わっている。なお、営利団体（民間企業）は、大都市圏計画への直接的な関わりはない。
- 非営利団体は、住宅、教育、雇用、公共投資、人種問題など、大都市圏の抱える様々な社会問題に対して提言・提唱を行っており、行政機関への影響力も増加している。

【米国各地での取組事例】

南カルフォルニア自治体協議会（SCAG：Southern California Association Governments）

[管轄エリア] 6県・189市。人口1,900万人、面積約10万km²（ただし2/3が連邦・州管理の荒野）

[組織体制] 管轄エリアの自治体による「地域議会」が意思決定機関（県だけでなく、基礎自治体代表者も参加）

実務部隊は、自治体等からの出向者中心ではなく、プロパーの専門家中心

[主な業務] コミュニティ・経済開発、環境・エネルギー、交通（連邦補助金の配分権を持つ）の計画・事業広域調整

サンフランシスコ港地域の広域体制

- SCAGは複数の広域テーマを総括しているが、カリフォルニア州では、サンフランシスコ湾を取り囲む9つのカウンティで、テーマごとに協働組織を設定している

[管轄エリア] 陸域面積 1.8万km² 夜間人口 700万人

[協働組織]

B C D C（San Francisco Bay Conservation and Development Commission）

沿岸域の環境保全と開発を所管。連邦法により設置された州の機関だが、理事会には各カウンティや基礎自治体の代表者も参加

A B A G（Association of Bay Area Governments）

地域議会（Regional Council）のひとつで、都市圏の社会、環境、経済開発、防災などを所管。B C D Cにも代表者を派遣。

M T O（Metropolitan Transportation Commission）

都市圏交通計画の策定権限を連邦法で与えられたMPOのひとつ。ニューヨーク同様、

地域議会 (Regional Council) とは組織的に分離されている。

計画策定だけでなく、エリア内の 7 本の有料道路橋梁を管理する B A T A (Bay Area Toll Authority) を管轄するなど、事業管理機能も一部有している。

P S R C (Puget Sound Regional Council)

- シアトルとタコマを母都市とする都市圏 (面積: 16,000 k m²、人口 305 万人) で、4 カウンティ、70 市町村、3 港湾組織で構成される。

[主要事業]

Prosperity Partnership

広域圏の官民の全ての団体に構成するパートナーシップで、雇用を創出するための戦略とプログラムを実施

P S R C は事務局を担当し、地域分析資料を提供

圏域内の都市成長管理 (Urban Growth Management)

圏域内に Urban Growth Boundary (UGB) を設定し、開発区域と開発抑制区域のコントロールを実施

圏域内交通計画の立案と実施

総合交通計画の立案の他、バス、LRT の運行も実施

圏域内の将来ビジョン (Vision2040) の策定

M C (Twin Cities Metropolitan Council)

- ミネアポリスとセントルイスを母都市とする都市圏 (面積: 7,680 k m²、人口 285 万人) で、7 カウンティ、188 市町村で構成される。

[主要事業]

Comprehensive Planning

圏域の総合的な調和ある開発プランの策定

Affordable Housing

公的住宅支援

Environmental Services

圏域の環境に関する様々な事業 (下水道等)

Light-Rail Transit, Commuter Rail

両都市間を結ぶライトレールの整備 (連邦補助)

周辺都市とを結ぶ通勤レール、バス整備

Livable Communities

経済開発、都市再開発等の推進

Regional Parks

圏域内の公園整備

[引用・参考文献]

- 欧米の大都市圏体制の事例整理 ~ 大都市圏の捉え方、大都市圏運営体制事例等 ~ (株式会社地域・交通計画研究所 斎藤道雄氏提供資料)
- REGIONAL PLANNING IN AMERICA (Ethan Seltzer and Armando Carbonell, LINCOLN INSTITUTE OF LAND POLICY)

3. 産業活性化に着目した大都市政策の事例整理

(1) 地域再生による産業誘致・活性化事例

IBAエムシャーパーク・プロジェクト(ドイツ ルール地域)

遊休地の再整備による経済・雇用の活性化

背景

- ・ ドイツ北西部のノルトライン・ヴェストファーレン州（NRW州）のルール地域は、19世紀以降、石炭・鉄鋼関連産業により発展してきたが、住工混在の無秩序な都市化が図られ、土壌汚染も深刻な問題となっていた。
- ・ 石油へのエネルギー転換や空洞化などにより、1960年代以降、ルール地域の鉱工業は急速に衰退したが、特にエムシャー川流域での失業率上昇が顕著であり、急増する産業遊休地への対応が求められた。
NRW州の失業率：1980年5% 1987年10%、エムシャー川流域の失業率：1980年6% 1987年16%
エムシャー川流域の放棄地は圏域面積の8%にあたる66k㎡に達した
- ・ このような中、NRW州による産業遊休地対策として「土地ファンド事業」が展開され、自治体に再譲渡された遊休地の再利用の必要性が高まっていった。
- ・ また、ベルリンで1977年より実施されたIBA方式による住宅供給事業が一定の成果をあげていた。

IBA（国際建築展覧会）方式

建築・都市計画分野で、その時代の先端的なテーマを取り上げ、建築物等を恒久展示する、20世紀初頭からのドイツの伝統的な空間整備手法。

新しいアイデアを外部から積極的に集め、計画の選定等のプロセスを全て公開することを特徴とする。

IBAエムシャーパーク・プロジェクト

[対象地域] エムシャー川流域 17自治体 784k㎡ 人口200万人

[課題] 無秩序な都市化、土壌汚染を改善し、「社会変革とエコロジー」をテーマとした都市再生と地域活性化

[事業推進体制]

IBAエムシャーパーク公社

- ・ NRW州が1989年から10年間の期限付で設立した、従業員約30名の推進組織。資本金は3,500万マルク。
- ・ 公社はプロジェクトの調整・支援を業務とし、計画や事業実施の権限はない。
- ・ 自治体や民間企業が発案・実施する個別プロジェクトを公社が「IBAプロジェクト」として認定することで、NRW州の補助金や支援に優先権が発生する。

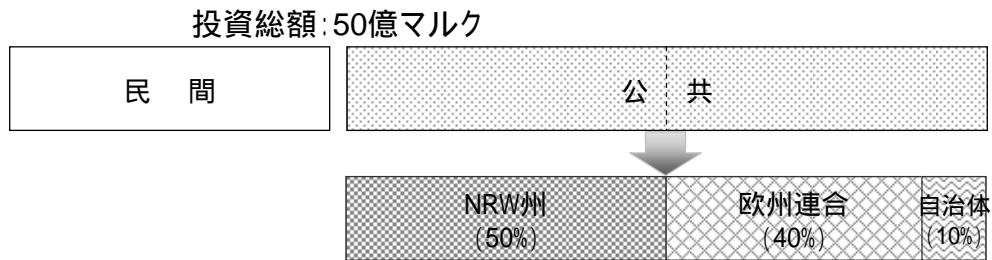
[事業成果]

- ・ エムシャー・ランドスケープパーク：既存の残存緑地と産業遊休地による300k㎡の広域緑地計画の策定と整備。4.5億マルクの公共投資。
- ・ エムシャー水系の自然再生：工業開発により開渠式排水路となった水系の部分的な自然再生。3,000万マルクの公共投資（排水システム改善に関する本体事業費は別途用意）。

- ・ 産業建造物の保存利用：地域に残された産業遺構の改修と再利用
- ・ 新たな就業の場の提供：500haの産業遊休地の産業パーク（企業立地用地）としての活用と2,000人の雇用創出（1999年時点）。13.5億マルクの公共投資。
- ・ 住まいとまちづくり：戦前の労働者向け田園都市型住宅（3,000戸）の再生と産業遊休地を活用した新規田園都市型住宅（2,500戸）の供給。公共投資は1億マルク。

投資額（事業期間の投資総額）

公民の比率は概ね2：1で、総額50億マルクであり、公共部門の投資約30億マルクのうち、5割がNRW州、4割が欧州連合、1割が自治体出資であった。



事業終了後の動向

- ・ 1999年に完了報告展示を開催し、公社は解散した。事業はプロジェクト・ルール公社に引き継がれたが、IBA公社に比べてソフト志向となり、企業誘致や産業ネットワークづくりが優先されている。
- ・ 2006年、州と関連自治体がマスタープランとなる「エムシャー・ランドスケープパーク2010」を策定

[引用・参考文献]

- ・ 広域行政圏におけるIBAエムシャーパーク事業（地域拠点都市地域ニューズレターNo.43 2006年10月）
- ・ IBAエムシャーパークの地域再生（永松栄編著 水曜社）

リヨン地域(フランス)

地域の独自外交による外国企業の集積

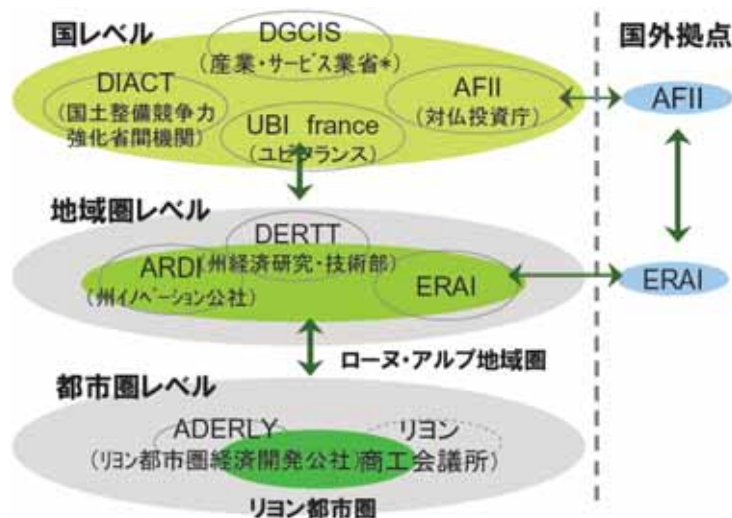
背景

- ・ パリ都市圏を包括するイル・ド・フランス地域圏に次ぐフランス第二の経済圏。リヨンを中心に、古くから伝統的な絹織物工業、繊維工業により発展してきた。
- ・ 地理的優位性を活かして外国企業の誘致、産学連携に注力し、ヨーロッパのロジスティックセンターとして、機械、電気・電子などを中心に多様な産業集積地となっている。

産業誘致の取組

[地域の概況] リヨン都市圏 人口 170 万人

[事業推進体制]



(出所)第4回広域ブロック政策研究会(平成21年4月21日)「資料3 参考資料」(国土交通省国土計画局)

- ・ 国レベルでは、主に産業・サービス業省(DGCIS)が地域経済に係る業務全般を所管している。対外投資活性化については、対仏投資庁が所管。
- ・ リヨン市が立地するローヌ・アルプ州では、州政府が域内企業を支援する。また、企業誘致や域内企業の国際化(輸出促進)についてはERA I、A D E R L Y等が活動している。

ERA I (エライ: ローヌ・アルプ地方企業開発国際局)

- ・ 1987年、ローヌ・アルプ州議会の出資により、域内企業の産業経済活動の国際展開(輸出促進等)の支援を目的として設立され、現在は、対仏投資および企業誘致の両側面の活動を展開。
- ・ 体制等: スタッフ計90名。国外に10支局を有し、スタッフ70名が勤務。年間予算は約600万ユーロ。
- ・ 主要事業: 支援が必要なあらゆる域内外の企業に対し、情報提供やコンサルティングなどのサービスを提供(一部有料)。
例) 国外投資先情報、ビジネスパートナー情報、立地物件紹介事業コンサルティング、進出時の法務・税務面のサポート、PR活動
- ・ 実績: 支援企業数は450件(2008年)。

A D E R L Y (アデルリ：リヨン都市圏経済開発公社)

- ・ ローヌ県議会やリヨン商工会議所等の出資により、フランス初の経済開発公社として1974年に設立。同地域のビジネス分野での国際的なプレゼンス向上を目的とした対仏投資活動を展開(企業活動の国際展開は商工会議所等と連携)。
- ・ 体制等：職員約30人。国別担当等を配することで、きめ細かな体制を構築。年間予算は460万ユーロ。
- ・ 主要事業：主に、ライフサイエンス、化学・環境、自動車産業、情報・通信技術分野ターゲットとする。域内進出希望企業に対し、事業情報(地域情報、物件情報、税務情報等)提供や人材調達、生活支援情報(ビザ・住宅取得、家族の就職支援、子弟の学校)提供等を実施。立地後も訪問・ニーズ調査などによりフォローを実施。
- ・ 実績：取り扱い実績は年間300件、成約69件(2008年)

[引用・参考文献]

- ・ フランスの地方自治(財団法人自治体国際化協会)
- ・ リヨンとその地方(リヨン地方経済開発公社)
- ・ 第4回広域ブロック政策研究会(平成21年4月21日)「資料3 参考資料」(国土交通省国土計画局)

アトランタ都市圏(米国ジョージア州)

官民によるビジネス環境の向上等により、企業本社機能を集積

背景

- ・ アトランタ都市圏は全米の中でも急速に人口が増加している都市圏の一つであり、充実した情報、サポート等、ビジネス環境に対する高い評価を受けている。
- ・ 米国における交通、通信などネットワークの中心性を活かし、流通、通信をはじめとする企業の本社等を誘致・支援。

本社機能誘致の取組

- ・ アトランタ都市圏では、関係主体間のパートナーシップが構築されており、誘致前後の企業支援活動が展開されている。
- ・ 特に、独立・非営利型組織であるメトロアトランタ商工会議所が中心となり、国内外企業の誘致・招致活動を行っている。

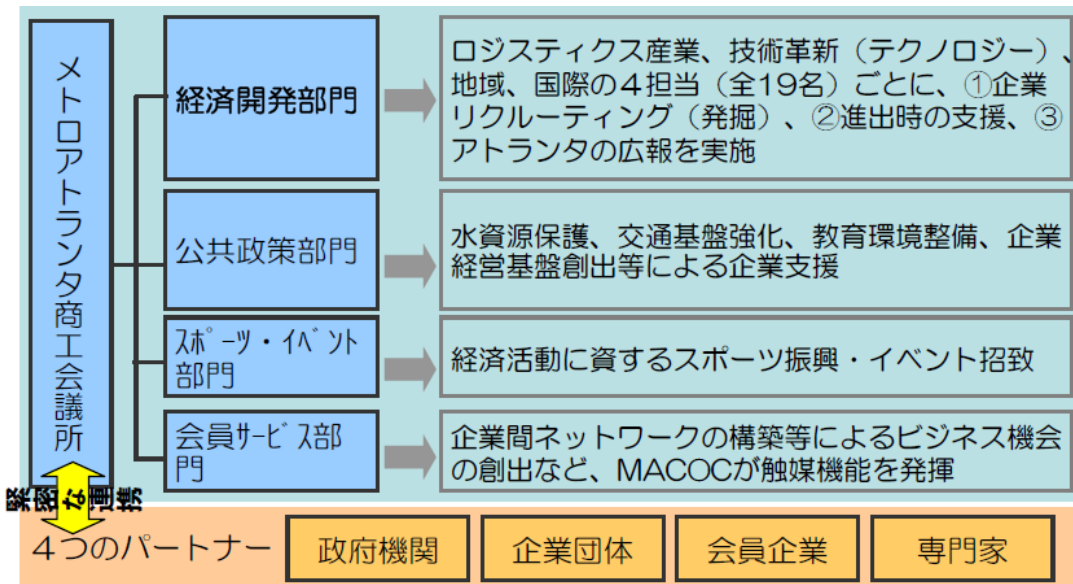
[地域の概況] アトランタ都市圏 人口 530 万人 面積 22,000 k m²

[事業推進体制]

メトロアトランタ商工会議所 (MACOC)

<概要>

- ・ 独立・非営利型組織。行政からの資金面での助成を受けず、会員企業の拠出金により組織運営がなされる(会費収入4割、寄付6割)。
- ・ 28郡にまたがるアトランタ都市圏(メトロアトランタ)内を活動範囲とする。
- ・ 会員は、企業4000社(従業者数70万人)。



(出所)第4回広域ブロック政策研究会(平成21年4月21日)「資料3 参考資料」(国土交通省国土計画局)

<目的>

- ・ 本社、グローバル企業、ハイテクやロジスティクス分野等での魅力的な企業の集積を進め、域内に良質な雇用(環境)を確保。
- ・ ビジネス界や地域社会のリーダーと共に交通混雑、教育、環境、土地利用など生活環境の向上のための活動を展開。

<ターゲット>

- ・ ターゲット機能・産業
本社機能、 技術革新産業（バイオ、ナノテクなど）、 ロジスティクス（物流）/交通産業、 通信事業、 ソフトウェア産業
- ・ 誘致ターゲット国（2006-2008）
日、中、韓、独、台湾、蘭、英、ブラジル

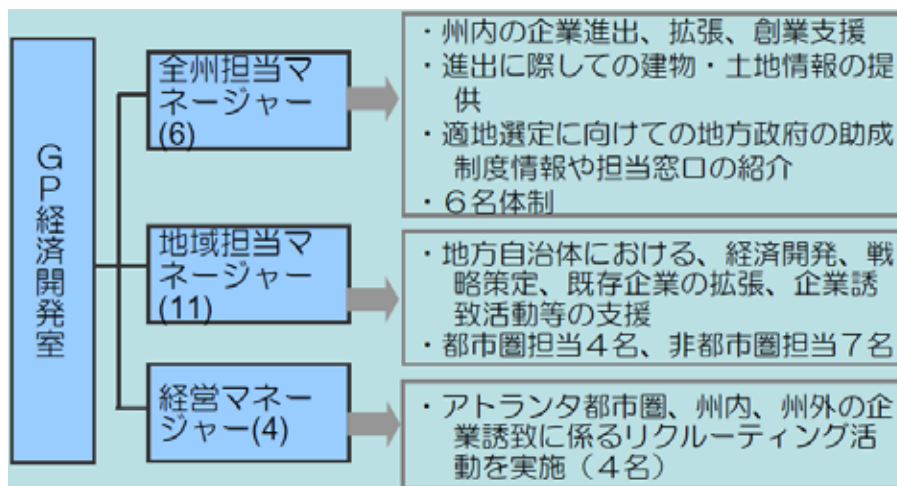
<活動概要>

- ・ 地域情報の発信（訪問、HP）
- ・ 関心企業の発掘
- ・ 関心企業への情報提供 / など

民間企業による協力：ジョージアパワー（電力会社）

<組織概要>

- ・ 米国最大の電力会社「サザン・カンパニー」の子会社であり、ジョージア州内の最大規模の電力事業者。



()内数字は人数(2009年1月現在)

(出所)第4回広域ブロック政策研究会(平成21年4月21日)「資料3 参考資料」(国土交通省国土計画局)

<目的>

- ・ 同社の商品である電力を利用する顧客を拡大するには、地域経済活性化は不可欠である。
- ・ 州の経済活性化に向け、企業の経済活動の支援と州内コミュニティ（地方政府等）の経済開発施策を支援。

<ターゲット>

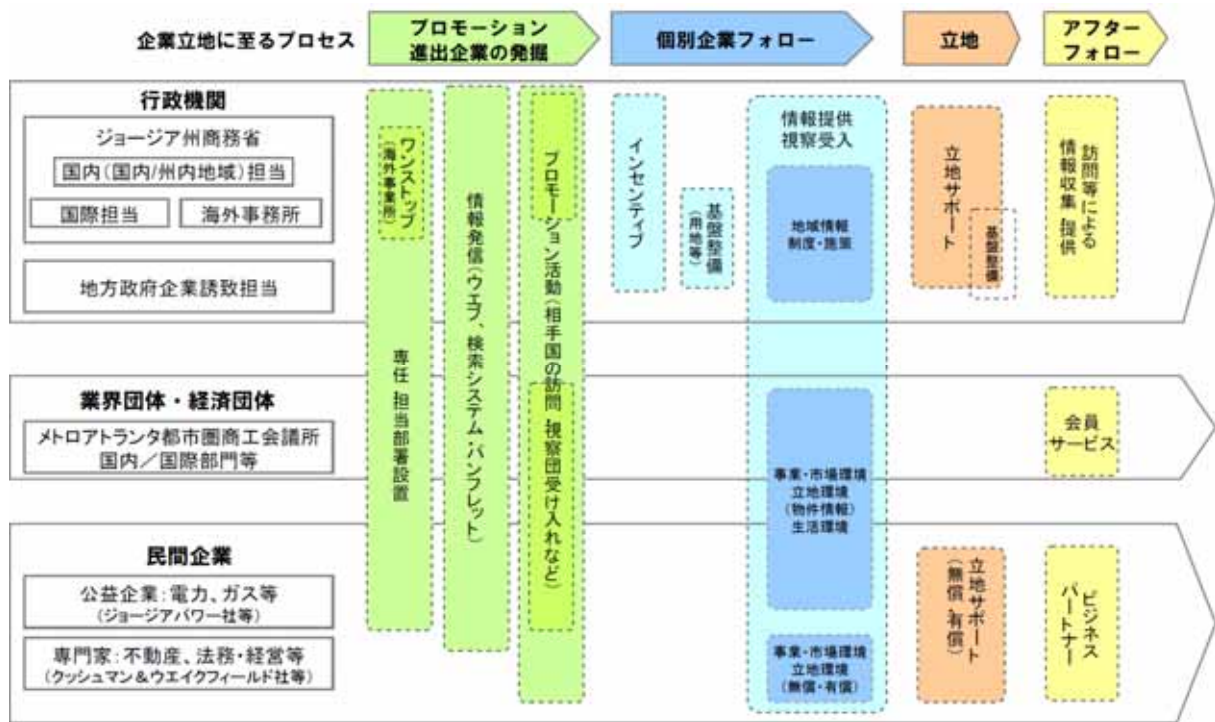
- ・ 電力消費量の視点から、製造業の生産拠点の立地を推進。
- ・ 工場や取引先企業の関連工場等の移転が期待される本社機能移転を積極支援。
(本社機能の移転に伴う高所得者層の転入による家庭用電力消費量拡大も期待)

<活動概要>

- ・ 企業進出、設備拡張、新規創業などの州内の企業による投資活動を支援。
- ・ CEOは、メトロアトランタ商工会議所理事を務める。
 - 州内進出先の適地調査（適地検索エンジン：Select Georgiaの開発・運営）
 - 州・地方政府の優遇制度の紹介

- 州内進出に際しての企業別進出調査・コンサルティング
- 都市開発、適地調査
- ジョージアリソースセンターGRCの活用支援
- 州内進出後のアフターフォロー

[企業立地支援の流れ]



(出所) 第4回広域ブロック政策研究会(平成21年4月21日)「資料3 参考資料」(国土交通省国土計画局)

[引用・参考文献]

- ・ 第4回広域ブロック政策研究会(平成21年4月21日)「資料3 参考資料」(国土交通省国土計画局)

(2) 特区制度等を活用した産業誘致・活性化事例

中華人民共和国

- ・ 中国では、2008年に課税制度が統一化され、地域によらず、国内外の企業は同一の課税制度となり、外資優遇措置は廃止されている。法人所得税率は25%に統一されたが、ハイテクやナノテクなどの先端産業に関しては、10%に減税されている。
- ・ なお、法人所得課税のうち、25%が地方徴税分になるため、当該分を割り引いた税率を適用することで、実質的に減免する事例もみられる（法人所得税率25%×(1-0.25)=18.75%を適用）

a. 長江デルタ地区

- ・ 長江デルタ地区は、上海市を中心とした、江蘇省、浙江省の2省に跨る地域であり、中国における改革開放路線の先導的かつ中心的な役割を担う地区である。
- ・ 長江デルタ地区の広域計画は、長江デルタ地区地域発展計画（2009～2020年）が国によって示されているが、上海市、江蘇省、浙江省、さらに地区内の主要都市において、長江デルタ地区地域発展計画と整合を図りつつ、独自に5か年計画を策定して取組を進めている。

「長江デルタ地区地域計画」（2009～2020年）

[策定主体] 国家発展・改革委員会

[目的] 長江デルタ地区の総合競争力の強化と持続可能な発展の実現、それによる長江流域及び全国における持続可能な発展の実現
国家総合力、国際競争力及び全国の経済発展の推進・強化

[発展目標]

	2015年	2020年
一人当たりGDP	82,000元 (100,000元)	110,000元 (130,000元)
サービス業の比重	48% (50%)	53% (55%)
都市化率	67% (70%)	72% (75%)
R&D経費支出の対GDP比	2.5% (3.0%)	- (-)

()は核心区(上海市)

(出所) 一目でわかる上海経済圏市場発展図(S.M.ハーナー・21世紀中国総研 蒼蒼社)をもとに作成

[圏域内の機能分担の考え方]

- ・ 上海の国際経済・金融・貿易・水上運輸における中心的役割を生かし、現代サービス業と先進製造業を発展させ、地区全体の発展及び国際競争力を強化。以下の地域に分類。
交通沿線地域：高度技術産業等集積地域
長江沿岸地域：基礎産業発展地
杭州湾沿湾地域：先進製造業集積地
太湖周辺地域：地域コンベンションセンター及び研究開発拠点

[拠点・集積]

- ・ 上海市は、金融などのサービス業を重点的に発展させ、産業構造の転換を図り、国際的なセンターとする。
- ・ 各主要都市は、R & D機能の強化など製造業の高度化を図るとともに、サービス業への転換や高度化を図ることで、特色あるサービス業の集積地の形成を図る。

上海市、江蘇省の南京等の16市を「計画中心区域」に指定。

上海：国際競争力の高い産業イノベーション基地と科学技術研究開発センターを建設

南京：先進製造業拠点、現代サービス拠点と長江水上運輸物流センター、科学技術イノベーションセンターを建設 等

[主な施策・事業]

- ・ 人口の適正配置（上海 南京など特大都市は人口抑制、重点生体保護区域の人口は、資源環境キャパシティの大きい都市へ移転させ、人口の集積度を向上）
 - ・ 交通施設整備の推進（北京 - 上海高速鉄道等）
 - ・ 全国及び地域の総合運輸中枢（港湾・空港）の整備
 - ・ 石炭、石油、ガス、電力、新エネルギーを中心とするエネルギー基礎施設の建設

[引用・参考文献]

- ・ 大都市圏戦略の策定・推進について（国土交通省 国土計画局資料）
- ・ 一目でわかる上海経済圏市場発展図（S.M.ハーナー・21世紀中国総研 蒼蒼社）

b. 珠江デルタ地区

- ・ 1980年に広東省の3箇所に経済特区が設置されて以降、珠江デルタ地域は、外資系企業の進出により世界的な輸出生産拠点となり、中国の重要な経済中心地として、全国の経済社会発展と改革開放における先導的役割と重要な戦略的地位を果たしてきた。
- ・ 2009年1月、国家発展改革委員会は、国家戦略と珠江デルタ地域の長期的発展を視野に入れて、内需主導型への成長方式の転換、低価格への依存からの脱却と高品質な輸出品の生産による更なる発展を推進し、全国への輻射・先導的役割と先行的な模範的役割を一層強化するため、「珠江デルタ地区発展綱要」を制定した。

珠江デルタ地区発展綱要（2008～2020年）

[策定主体] 国家発展・改革委員会

策定作業には広東省も加わった。

[対象地域] 広東省の広州、深圳、珠海、仏山、江門、東莞、中山、惠州、肇慶

香港・マカオは対象としていないが、緊密な提携に関する内容を計画に盛り込んでいる。

[目 標]

	2012 年	2020 年
一人当たり GDP	80,000 元	135,000 元
近代的サービス業の比重	53%	60%
都市化率	80%	85%
平均寿命	78 歳	80 歳

(出所)「The Outline of the Plan for the Reform and Development of the Pearl River Delta(2008-2020)」
The National Development and Reform Commission をもとに作成

[珠江デルタ地域に期待する役割]

新方針や改革の先行実施

重要かつ世界的な入り口（ゲートウェイ）の形成

グローバルな先進的製造業及び近代的なサービス業の拠点の形成

中国における重要な経済センターかつ他地域の発展を促すエンジン

[概 要]

- ・ 主要エンジンとする近代的サービス業として、金融、コンベンション事業、物流、アウトソーシングなど 10 業種をあげ、これらの割合が 2020 年までにサービス業全体の 60% を超えるよう注力するとの数値目標が示されている。
 - ・ 自動車産業では、年間生産高 1,000 億元超の企業 2 ~ 3 社を育成、自主ブランド及び自主技術の発展促進など、複数の目標を掲げ、「グローバルな製造拠点」を目指す。
 - ・ 広州、深圳、珠海で開催されている専門展示会を世界一流のイベントとして育成する。
- < 珠江デルタ 9 市の役割分担・発展戦略 >
- ・ 広州、深圳を地域金融センターとして発展させる
 - ・ 広州では、文化面を含む都市機能の総合競争力の向上に取り組む。
 - ・ 深圳では、科学技術研究開発や最先端のサービス業の強化、通信設備をはじめとする先進製造業及びハイテク産業拠点の整備に取り組む。
 - ・ 珠江河口東岸では電子情報産業における世界的な拠点を形成し、珠江河口西岸では、珠海を中心と位置付け、製造業の発展に特化する。
 - ・ デルタ地区のガスや電気料金の同一価格化やインフラの共同建設等が最初の取り組みとして示されている。

[引用・参考文献]

- ・ 「経済発展戦略の転換に取り組む中国・珠江デルタ」日本総研
<http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/5607.pdf>
- ・ 「The Outline of the Plan for the Reform and Development of the Pearl River Delta(2008-2020)」
The National Development and Reform Commission

大韓民国

a. 経済自由区域

- ・ 「経済自由区域法」(2003年7月)に基づく外国人投資誘致政策の一環として指定される特定の地域であり、各種インフラ提供、税負担の軽減、労働関連規制の緩和等の行政特典が与えられる。
- ・ 2003年8月に、仁川広域市の松島、永宗、青蘿地区が初の経済自由区域として指定された。2008年には黄海、大邱・慶尚北道、セマングム・群山の3ヶ所が指定されている。

外資系企業の特例措置

国税、地方税、国有・公有財産の賃貸料等の減免

外国人の生活条件整備

- ・ 一定規模以下の経常取引による代金は、外貨で直接支払うことができる
- ・ 教育人的支援大臣の承認を得た場合、外国学校法人は、外国教育機関を設立できる
- ・ 保健福祉大臣の許可を得た場合、外国人は、外国人専用医療機関および外国人専用薬局を開設できる
- ・ 外国の医師又は薬剤師免許所有者は、定められた基準に基づき、区域内に開設された外国人専用医療機関又は薬局に勤務できる

事務事業等

- ・ 経済自由区域に関する政策は、経済自由区域委員会（財政経済省傘下）が遂行
- ・ 同委員会を補助する実務機関として、経済自由区域企画団を設置
- ・ 経済自由区域内の市・郡、自治区（いずれも基礎自治体）の長が遂行する事務のうち、特定事務は、特別市、広域市、道（いずれも広域自治体）の長所属の担当行政機構が直接遂行する

仁川広域市の経済自由区域の概要

区域名	松島(songdo)	永宗(Yeongjong)	チョンラ(Cheongna)
計画コンセプト	Best of Global Business City 世界のビジネスをリードする先端知識都市	Best of Global Logistics City 世界とアジアが会う物流のランドマーク	Best of Global Tourism City 世界が会う国際金融・レジャー都市
開発区域面積	53.4km ²	138.3 km ²	17.8 km ²
計画人口	253,000人	169,000人	90,000人
主要事業	国際業務団地、知識情報産業団地、先端バイオ団地、仁川タワー、仁川新港（30バース）など	仁川国際空港、自由貿易地域、観光・複合レジャー団地、Fiera 仁川展示場など	国際金融・業務およびレジャー・スポーツ、R&Dセンター、ロボットランドなど
開発者等	仁川広域市、NSIC、仁川都市開発公社など	韓国土地公社、仁川都市開発公社、仁川空港公社など	仁川広域市、韓国土地公社、韓国農村公社など

（出所）スピード感をもって変化するアジア都市 ～ソウル・仁川～（2010年3月）（財団法人森記念財団）

[引用・参考文献]

- ・ 韓国の地方自治（財団法人自治体国際化協会）
- ・ スピード感をもって変化するアジア都市 ～ソウル・仁川～（2010年3月）（財団法人森記念財団）
- ・ 韓国における外国人投資環境（ジェットロ ソウル・センター）

b. 地域特化発展特区

- ・ 「地域特化発展特区に対する規制特例法（地域特区法）」（2004年3月制定、2009年6月改正）に基づく、日本の構造改革特区をモデルにしたといわれる、中央政府からの財政・税制支援のない規制緩和のみの特区。

背景

- ・ 地方分権意識の高まり
- ・ 経済自由区域の法制定
- ・ 地域特性により異なる規制緩和への要望

特徴

- ・ 地方自治体が地域特区事業を推進する上で障害となる各種規制を中央政府が緩和する制度であるが、中央政府が規制緩和の内容を事前に規定するのではなく、地方自治体が必要とする規制緩和を中央政府に提案する。
- ・ 特区指定と関連した中央政府の財政・税制支援を排除することにより、特定地方自治体に対し、規制緩和と財政支援を同時におこなう過剰な支援を防いでいる。

我が国の構造改革特区との相違点

- ・ 首都圏への一極集中を抑制するため、首都圏を当初特区指定から除外
 - ・ 特区運営の中心は、基礎自治体（市・郡・区）を原則
- * 広域自治体（広域市・道）は、基礎自治体と共同で事業施行する場合、例外的に共同運営が認められる

法制化された特例等

- ・ 2009年6月の地域特区法改正により、関係機関の合意が得られた36の法律の70の規制特例が法制化されている。

医療サービス分野：「シルバータウン特区」（大邱東区）

事業者となる医療法人に、附帯事業の範囲の拡大を認めるとともに、開発制限区域内の建築制限を緩和し、医療法人が自然環境の良い場所に直接シルバータウンを設立できるようにする。

教育分野：「教育都市育成特区」（慶尚南道昌寧郡）

国が設立指定する自律学校を、地方自治体が指定できることとし、教科書や教育課程などを地方の裁量で幅広く選択できる。

研究開発分野：「R & D科学特区」（忠清南道牙山市）

地域における産学協力体制の構築と、科学研究団地の造成による先端的な科学技術の集積を目指す。

レジャー分野：「冒険レジャースポーツ特区」（江原道麟蹄郡）

特区土地利用計画の策定により、山地転用許可を受けたとみなし、大型観光施設建設を可能にする。

環境分野：「国土最南端清浄特区」（済州道南済州郡）

済州道南済州郡「国土最南端清浄特区」は、郡内のマラ島の環境保全のため、島内に適正な数の自動車しか乗り入れ・運行ができないよう規制強化する、「深刻な交通渋滞や大気汚染防止のために、自動車の運行規制を命令できる権限」を、特区地方自治体の長に移譲する。

[引用・参考文献]

- ・ 海外の行政施策 韓国の「地域特化発展特区について」
(<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/articles/gyosei/179/index.html>)

台湾[自由貿易港区]

背景：・ 香港、シンガポール、釜山など周辺港湾のコンテナ取扱量拡大と高雄港の相対的な地盤沈下

・ 台湾桃園国際空港の国際航空貨物取扱量の低迷

根拠法：自由貿易港区に関する法律（2003年）

指 定：[港湾] 高雄港、台北港、台中港、基隆港 [空港] 台湾桃園国際空港*

*名称は「遠雄航空自由貿易港区」

自由貿易港区の概況（2010年1月末現在）

		運用開始年月	面積	入居企業数
海運	高雄港	2005年1月	397ha	25社
	台北港	2005年9月	79ha	3社
	台中港	2005年10月	536ha	26社
	基隆港	2004年9月	71ha	11社
空運	台湾桃園国際空港	2006年1月	45ha	非公表

（出所）「台湾総合研究 社会の求心力と遠心力」調査報告書

（佐藤幸人編 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所 2010年3月）

優遇措置

免税	免税詳細項目	優遇措置の概要
消費税 (税率5%)	営業貨物	国外から輸入または自由貿易港区で運用される国内貨物の原材料・半完成品・完成品は全てゼロ税率
	機械設備	国外から輸入または自由貿易港区で運用されるための機械設備は全てゼロ税率
	労務	港区内の各企業が提供する労務及び物流サービスは全てゼロ税率
関税及び貨物税	自由貿易港区への国外貨物は全て輸入税を免税	
貿易振興サービス料(0.04%)、商港サービス料	国外から自由貿易港区へは全て無料 自由貿易港区から国外へは全て無料	
法人税	外国営利事業または台湾国内に設立の支社が自ら自由貿易港区で事業を申請または自由貿易港区での物流事業を委託し、港区内で貨物保管または簡易加工に従事し、当該外国営利事業の貨物を国内外の顧客に販売する場合、営利事業所得税は免税 ただし、当年度の国内顧客への販売総額が、当年度の国内・国外双方の顧客への販売総額の10%を越えた場合、その超過分は免税とならない	

（出所）台湾政府交通部民用航空局 資料

特徴など

[海運での自由貿易港区]

- ・ 港湾全体をエリア指定しているが、台中港を除く3港は、運用上ではエリア全体が自由貿易港区にはなっていない。
- ・ 高雄港、台中港、基隆港は港湾としての歴史が長く、エリア内で活動する企業に自由貿易港区にするかの判断をさせている。自由貿易港区の扱いを希望する企業の申請が認可され

れば、企業活動エリア全てがそのまま自由貿易港区となる。(自由貿易港区で活動していることが即自由貿易港区となるわけではない)

- ・ 台北港は自由貿易港区としての運用は 2005 年 9 月だが、正式な供用開始が 2009 年 2 月のため、自由貿易港としての運用が先行して進められた。

[空運での自由貿易港区]

- ・ B O T 方式により自由貿易港区を運用している。(空港自体の所管は交通部民用航空局だが、自由貿易港区の経営は民間企業が実施)
- ・ 民間企業が自由貿易港区を建設、一定期間管理し、一定期間後に所有権を政府に移管する。

[引用・参考文献]

- ・ 「台湾総合研究 社会の求心力と遠心力」調査報告書(佐藤幸人編 独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所 2010 年 3 月)
- ・ 台湾政府交通部民用航空局 資料

マレーシア[イスカンダル開発区プロジェクト(IDR)]

開発期間：2006～2026年

対象地域：ジョホール州南部（2,217 km²）

監督官庁：イスカンダル地域開発庁（IRDA）

投資規模：第9次マレーシア計画（2006～2010年）期間で470億リンギ

基本方針

- ・地理的な利点を生かした開発
（セナイ空港やタンジュン・ペレパス港など、運輸施設を生かして、同地域のロジスティクス・ハブ化を目指した開発）
- ・教育を通じた人的資源の育成
（ヌサジャヤ地区に国際レベルの高等教育機関を設置する等により、人材育成を図る）
- ・周辺地域に配慮したバランスの取れた開発
（ジョホール州のみならず、周辺地域に波及効果が及ぶ開発）
- ・公共交通機関やリクレーション施設の整備、開発による生活レベルの向上
（住宅開発、高速道路の建設等により、住民の生活レベルの向上）
- ・計画の円滑な実行
（イスカンダル開発庁、南部ジョホール投資会社等の設立）

重点産業：a教育、b金融、c保健医療（ヘルスケア）、d情報通信技術及びクリエイティブ産業、e物流、f観光

優遇措置（2007年3月時点）

IRDAステータス企業を対象に、以下のインセンティブを付与

- ・所得税の10年間の控除
- ・FIC（政府の外国投資委員会）規制の免除
（サービス産業へのブミプトラ資本規制免除）
- ・国内外での資本調達への許可
- ・外国人労働者雇用の規制の免除

IRDAステータス企業：重点産業（6分野）の1つに関連していること、指定されたIRDA認可地域に位置していること、の2つの基準を満たす企業

ブミプトラ：マレー系先住民族の総称

マレーシアでは、FICのガイドラインにより、運輸、教育、石油関連製品販売など免許を必要とする業種を除き、ブミプトラ資本最低30%の保有が求められていた。しかし、2009年6月、同ガイドラインは撤廃され、2010年5月に発行された政府の資本規制緩和策に関するガイドラインでは、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等一部の販売・サービス業を除き、最低ブミプトラ資本30%の条件は課せられず、100%外資が可能となった。

経済成長目標

- ・2025年までの経済成長が2%増の8%
- ・2025年の州内総生産が292億ドル増の933億米ドル
- ・2025年までの新規雇用が82万件
- ・2025年の州平均年収が、RM54,700からRM115,000に倍増

[引用・参考文献] 株式会社日本政策金融公庫「マレーシアの投資環境」

4. その他(学識者からの主な意見)

- 国際的な都市間競争は、人材獲得競争であり、多様な人材をいかに惹きつけ、集積させていくかがポイントであり、そのための受け皿づくりや人材を惹きつける魅力的な環境整備が求められる。また、プロジェクトごとに最適な人材を配置するなど、流動性の高い雇用環境づくりも求められる。
- 名古屋都市圏の魅力は都市機能がコンパクトにまとまり、近郊に豊かな自然環境を有していることである。また、他地域には見られない高度なモノづくり技術が集積している地域でもある。そのような特色を活かした地域づくりや情報発信が求められる。
- 海外からの投資資金を環流させていくには、長期的な成長性を見込める企業の集積が必要であり、投資家に対するPRも重要である。
- 急速な高齢化が進んでいく中では、住民やNPOを巻き込んだガバナンスの導入が不可欠であり、そのようなガバナンスの導入が、地域のダイナミズムにつながることを期待される。
- 中京都構想を進めるには、周辺自治体との連携が不可欠であり、広域自治体の運営に基礎自治体が参画する仕組みづくりが求められる。
- 我が国の地方自治制度は、長い月日をかけて醸成されてきたものである。現行制度の見直しや新たな制度の設計に当たっては、その制度を導入した後にも、状況に応じて再度制度改正を行えるよう、柔軟に対応できるものとするべき。
- 企業誘致・招致にあたっては、行政機関のプロフェッショナル化が求められ、具体的な戦略に基づき、活動を展開していく必要がある。